

KASAOKA SHINKUMI BANK
DISCLOSURE

かさしんの現況 2026

第74期(令和8年3月期)



笠岡信用組合
Kasaoka Shinkumi Bank

概況及び組織に関する事項	
かさしんの概要	1
ごあいさつ・経営環境・事業概況	2
笠信の経営理念・経営方針・経営姿勢	4
組織と機構図・役員一覧・会計監査人	6
営業店舗・店舗外キャッシュコーナー・営業地区	7
当組合および子会社等の概況	8
主要な事業の内容	9
トピックス	10
地域貢献に関する情報開示	12
中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況の情報開示	17
総代会に関する情報開示	21

業務運営・リスク管理に関する事項	
経営改善または再生のための支援を適切に行うための体制	24
当組合のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について	24
法令等遵守体制・当組合の法令等遵守（コンプライアンス）基本方針	25
苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	26
融資審査体制・内部事務管理体制・収益管理体制	27
内部監査有効性の確認と法定監査状況	27

財産の状況に関する事項	
貸借対照表	28
貸借対照表の注記事項	30
損益計算書	42
損益計算書の注記事項	43
剰余金処分計算書	43
協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況	44
有価証券、金銭の信託等の取得原価・貸借対照表計上額 又は、時価及び評価損益	45
先物取引・オフバランス取引、外貨建資産	45
貸倒引当金の内訳・貸出金償却額	45

自己資本の充実の状況	
定性的な開示事項	46
定量的な開示事項	50

経理・経営内容に関する事項	
報酬体系について	65
主要な経営指標の推移・出資に対する配当率	66
業務粗利益及び業務純益等	66
資金運用勘定、調達勘定の平均残高、利息、利回り	67
受取利息及び支払利息の増減	67
役務取引の状況・その他業務取引の内訳	67
経費の内訳（人件費・物件費・税金）	68
職員1人当り預金・貸金、1店舗当り預金・貸金、諸比率・利回り	68

資金の調達業務に関する事項	
預金科目別平均残高・金利種類別定期預金残高	69
財形貯蓄残高・預金者別預金残高	69

資金の運用業務に関する事項	
貸出金種類別平均残高・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	70
消費者ローン・住宅ローン残高	70
貸出金業種別残高・構成比	71
貸出金担保別残高・債務保証見返担保別残高・貸出金使途別残高	72
有価証券種類別の残存期間別残高	73
有価証券種類別平均残高	73

その他業務に関する事項	
代理貸付業務残高の内訳・内国為替業務取扱実績	74
証券業務窓販実績、公共債ディーリング実績	74
手数料のご案内	75
当組合 ATM 利用手数料一覧	76
融資関連手数料のご案内	77
両替手数料表・硬貨取扱手数料表	78
来期の事業計画書・収支予算書	79



かさしんの概要

本店所在地 岡山県笠岡市笠岡 2388 番地の 40

設 立 昭和 27 年 12 月 15 日

沿 革	昭和 27 年 12 月	笠岡市一円を地区として事業認可。
	昭和 44 年 2 月	笠岡市、井原市、浅口郡、小田郡並びに後月郡の一円に地区拡大認可。
	平成 3 年 4 月	岡山富士信用組合と合併し、営業地区に岡山市、倉敷市の一円及びたばこ販売関係地区を追加認可。
	平成 8 年 12 月	倉敷市白楽町へ倉敷支店を新築移転。
	平成 9 年 11 月	13 番目の店舗として倉敷市松島へ、中庄支店を新築オープン。
	平成 11 年 7 月	岡山県下一円に地区拡大認可。
	平成 11 年 11 月	玉島支店を新倉敷駅前区画整理事業に伴い新築移転。
	平成 18 年 7 月	14 番目の店舗として、小田郡矢掛町へ矢掛支店を新築オープン。
	平成 24 年 7 月	新システム移行（信用組合共同システム加盟）。
	平成 27 年 12 月	15 番目の店舗として、岡山市南区へ岡山南支店を新築オープン。
	平成 28 年 7 月	広島県福山市を営業地区に追加認可。
	平成 30 年 5 月	16 番目の店舗として、福山市引野町へ福山支店を新築オープン。
	令和 2 年 11 月	本店を全館リニューアルオープン。
	令和 4 年 12 月	創立 70 周年記念式典挙行。
	令和 5 年 12 月	17 番目の店舗として、福山市川口町へ福山南支店を新築オープン。
	令和 7 年 6 月	本町支店を新築建替オープン。

主要な項目	令和 6 年 3 月末	令和 7 年 3 月末	令和 8 年 3 月末
預 金 積 金	5,877 億 8,201 万円	5,683 億 7,352 万円	5,876 億 6,978 万円
貸 出 金	3,045 億 9,170 万円	3,275 億 7,260 万円	3,395 億 9,547 万円
有 価 証 券	1,740 億 5,000 万円	1,479 億 2,605 万円	1,438 億 7,640 万円
総 資 産	8,493 億 4,009 万円	7,926 億 2,921 万円	7,504 億 6,917 万円
出 資 金	25 億 5,284 万円	27 億 2,753 万円	28 億 6,438 万円
出 資 配 当 率	年 6%	年 6%	年 6%
自 己 資 本	277 億 6,182 万円	287 億 727 万円	298 億 4,370 万円
自 己 資 本 比 率	10.32%	10.99%	10.98%
経 常 収 益	83 億 356 万円	88 億 4,391 万円	105 億 7,302 万円
経 常 利 益	14 億 5,814 万円	13 億 9,388 万円	13 億 7,980 万円
業 務 純 益	14 億 2,315 万円	17 億 8,772 万円	28 億 6,633 万円
当 期 純 利 益	10 億 561 万円	10 億 3,562 万円	10 億 3,629 万円
出資 1 口 (1,000 円)	413 円	391 円	370 円
当りの当期純利益			
業 務 収 支 率	79.07%	76.01%	67.16%
組 合 員 数	60,232 名	61,790 名	63,164 名
店 舗 数	17 店舗	17 店舗	17 店舗
常 勤 役 職 員 数	285 名	289 名	300 名
	(役員 9 名、男 144 名、女 132 名)	(役員 9 名、男 142 名、女 138 名)	(役員 8 名、男 151 名、女 141 名)
常勤役職員 1 人当り			
預 金 残 高	20 億 6,239 万円	19 億 6,669 万円	19 億 5,889 万円
1 店舗当り預金残高	345 億 7,541 万円	334 億 3,373 万円	345 億 6,881 万円



理事会長 山本 國春



理事長 長森 真一

組合員の皆さまには、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素より力強いご支援ご愛顧を賜っておりますことを心より厚く御礼申し上げます。

当組合第74期（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間）の事業概況及び経営内容について開示し、ご報告申し上げます。

あわせて、令和8年3月1日に長森真一が理事長に就任いたしました。新体制のもと地域経済の発展に向け金融サービスの充実に努めてまいりますので従前と同様、宜しくお願い申し上げます。

さて、当期の日本経済を顧みますと、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費が底堅く推移するなど、緩やかな回復基調が続いております。

一方で、中東情勢、地政学的リスクの高まりにより、原油価格をはじめとするエネルギー価格の不安定化が懸念されるほか、海外経済の減速懸念や物価上昇の長期化が、家計および企業経営に影響を及ぼしております。

また、日本銀行による金融政策の正常化が進展し、金利の上昇局面が定着する中、金融機関を取り巻く環境は大きな転換期にあります。今後も金利動向の不確実性や資金調達コストの上昇、金融機関間の競争激化などにより、収益環境は一段と厳しさを増すものと見込まれます。

また、当組合の営業基盤である地域経済におきましても、緩やかな回復の兆しが見られるものの、人口減少や少子高齢化の進展、原材料価格の高騰、人手不足や後継者問題などの構造的課題が一段と顕在化しており、地域の中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いております。このような局面において当組合に求められるのは、預金・貸出金を中心とした本業に真正面から向き合い、地域のお客様の実情に寄り添った金融仲介機能を発揮することです。

具体的には、新たな取組みとして「かさおか活性化ファンド」を立ち上げ、農林水産事業者やスタートアップ企業への支援体制を構築し、地域に新たな産業と雇用を生み出す取組みを推進してまいりました。本ファンドは、資金供給にとどまらず、販路開拓や経営支援等を一体的に行うことで、地域事業者の成長を後押しするものであり、農林漁業分野における新たな事業創出など具体的な成果も現れております。こうしたファンドの活用を中核としながら、経営塾やビジネスマッチングの開催、創業・事業承継支援にかかるセミナーの実施などにも取り組み、地域事業者の持続的成長に

向けた支援を一層強化してまいりました。さらに、地域と一体となった取組みを通じ、雇用の創出や地域経済の活性化に寄与してまいります。

また昨年、本町支店につきましては、建物の老朽化に伴い建替えを行い、本拠地である笠岡地区における営業基盤の一層の強化を図りました。さらに、東支店におきましてもリニューアルを予定しており、店舗機能の充実と営業体制の強化を段階的に進めてまいります。当組合の発祥の地である笠岡において、地域の皆さまからの厚いご支持をいただいていることを背景に今後も地域になくてはならない金融機関として、より一層のサービス向上と営業力の強化に努めてまいります。

預 金 積 金	5,876 億 6,978 万円	前 期 末 比	192 億 9,625 万円増
貸 出 金	3,395 億 9,547 万円	前 期 末 比	120 億 2,286 万円増
出 資 金	28 億 6,438 万円	前 期 末 比	1 億 3,685 万円増
組 合 員 数	63,164 名	前 期 末 比	1,374 名増
経 常 収 益	105 億 7,302 万円	前 期 末 比	17 億 2,911 万円増
経 常 利 益	13 億 7,980 万円	前 期 末 比	1,408 万円減
業 務 純 益	28 億 6,633 万円	前 期 末 比	10 億 7,860 万円増
コア業務純益	29 億 3,445 万円	前 期 末 比	3 億 6,698 万円増
当 期 純 利 益	10 億 3,629 万円	前 期 末 比	66 万円増
当期末処分剰余金	10 億 7,913 万円	前 期 末 比	287 万円増

当期の決算につきましては、安定的かつ持続可能な経営を基本に営業活動を推進した結果皆さまのご支援のもと、当期純利益は 3 期連続して 10 億円を超える水準を確保するとともに預金および貸出金も増加するなど営業基盤の拡充を図ることができました。

当組合は、今後も収益基盤の強化と経営の健全性確保に努めるとともに、与信リスク管理や内部管理態勢の高度化を図りながら、地域経済の発展に貢献してまいります。創業以来の基本方針である自主独立の精神を堅持し、地域に密着した金融サービスの提供を通じて、組合員の皆さまおよび地域社会の明るい未来の実現に努めてまいります。

今後とも格別のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

令和 8 年 6 月

理事会長 山 本 國 春
理 事 長 長 森 真 一

笠信の経営理念

笠岡信用組合信条

地域のためにはたらき
地域と共に発展する

1. かさしんは郷土の皆さんのもの
1. かさしんは常に信用に生きる
1. かさしんは未来に向け前進する

経営方針・経営姿勢

1. 信組理念に基づく基盤の拡充

当組合は、協同組合組織による組合員の相互扶助を根本理念とした金融機関であり、組合員および地域の中小零細企業、勤労者に対する金融の円滑化と、経済的地位の向上に寄与することにより、地域社会の発展に貢献することを、経営の基本においております。この崇高な理念のもと、創立以来、終始一貫して「**地域のためにはたらき地域と共に発展する**」を信条として、堅実経営に徹し組合基盤の確立と、信用力向上に努力してまいりました。

近年、金融機関を取り巻く経営環境は、かつて経験したことのない著しい変化をみせております。当組合では、金融制度改革の流れ金融新時代への対応として平成3年4月、(旧)岡山富士信用組合との合併が実現し、将来への布石といたしました。

この合併により営業エリアは、従来の岡山県西部井笠経済圏中心から、岡山市、倉敷市の全域を加えましたが、さらに平成11年6月に岡山県下一円、平成28年7月に広島県福山市全域へ地区を拡大し、金融の自由化、経済活動の広域化等の時代の変化に対応することとしました。

今後は、充実した営業エリアを十分に生かしながらかしん地域に密着して顧客ニーズにきめ細かく対応し、「**親切で行き届いたサービス、気軽に相談・利用できる真のコミュニティバンク**」として、皆さまの期待に応えてまいり所存でございます。

2. 健全性の確保と体質の強化

当組合は、組合員皆さまの資金需要に適切にお応えし、長期安定した良質な資金を利用しただくため、小口多数による資金調達拡大のもと、常に資産内容の健全性に留意すると共に、規模に応じた適正利益の確保と、内部留保増強による自己資本の充実を、大切に考えてまいりました。

健全な資産内容と自己資本充実による体質の強化は、収益力向上の基礎であり、その結果生じた利益の少しでも多くを、ご利用いただいている組合員を始め地域の皆さまに還元することが、当組合の使命であると考えています。

当組合では、経営の健全性確保のため、機械化の一層の充実を含む徹底した合理化の追求、資産と負債の適切な管理、収益と諸リスクの管理体制の整備を促進し、「**景気や金利の変動に強く安定した万全の経営体質を一層推進する**」と共に、組合の特色を十分生かし、「**人縁・地縁と情報に基づく営業推進力のますますの向上**」を図り、厳しい環境に対処してまいります。

3. 適正な人材の確保と育成

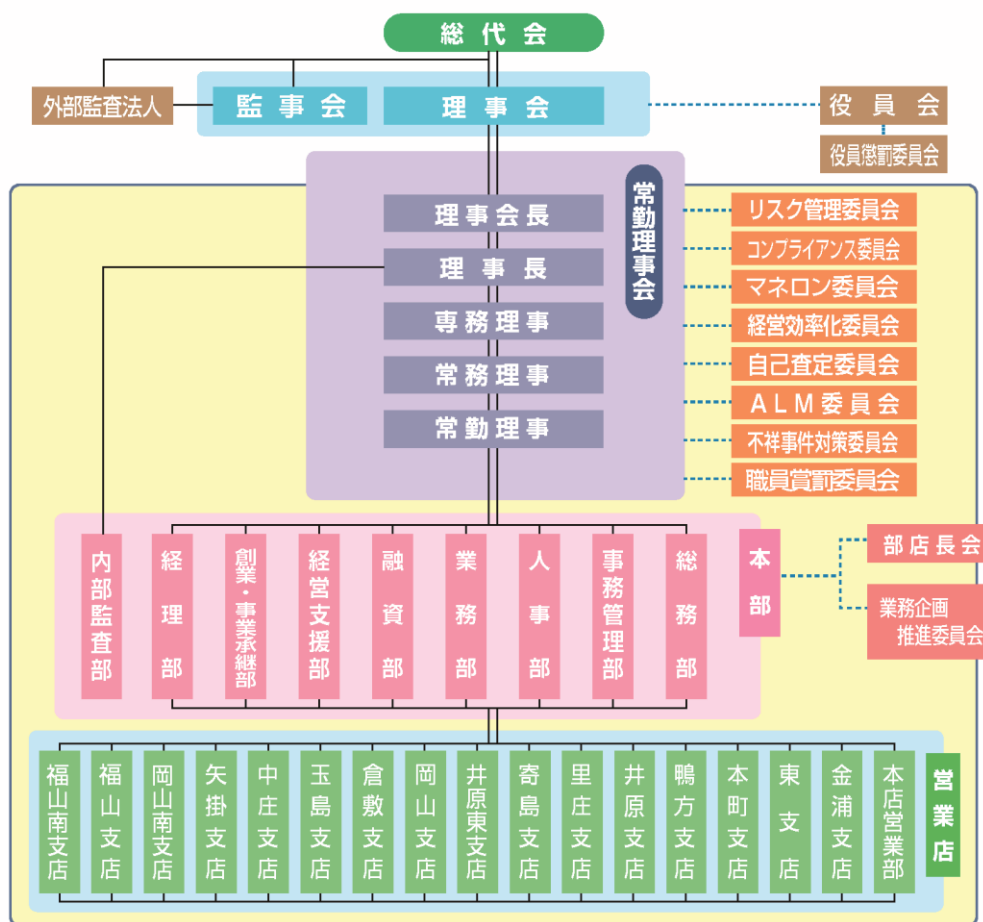
最近の金融業界では、その社会的責任を再認識し、金融機関のもつノウハウを地域に還元し地域の活性化を図ることが強く求められています。当組合では「**かさしんは郷土の皆さんのもの**」との信条のもと、皆さまによって、ここまで育てられてきたことを十分認識し、長年にわたって培われてきた「**信用と信頼関係**」を一層充実し、大切にしていくことが、組合に働く全役職員に課せられた社会的責任だと考えております。

金融環境の大きな変革の中で、諸問題に対し当組合がその理念に則って的確に対処していくには、帰するところ人材であります。この人材を如何に確保し、その資質をどのようにレベルアップさせていくかは、経営の基本に関わる課題であります。

当組合では、金融新時代に求められる人材として、「**柔軟で新鮮な感覚と豊かな創造力、そしてバイタリティに富んだ行動力を具え、かつ、常に自己啓発に努力する金融人集団の育成**」をめざします。そのためには、教育・研修担当部門の整備充実と、指導的立場にある管理職員の明確な意識改革、資質向上を厳しく推進いたします。また、人材育成の強化によって地域の発展に貢献するものと考えます。

組織と機構図

令和8年6月現在



役員一覧

令和8年6月15日現在

理事会長	山本 國春	理事	板鼻 義雄 (※)
理事長	長森 真一	〃	長鋪 慶明 (※)
常務理事	福場 宏道 (融資担当理事)	〃	油谷 直幸 (※)
〃	三島 大尚 (本店営業部長)	〃	河田 一実 (※)
常勤理事	佐藤 輝樹 (東部地区本部長)	〃	大月 久美子 (※)
〃	池田 二郎 (岡山支店長)	常勤監事	長安 洋之
〃	瀧 昌典 (福山地区担当理事・福山支店長)	監事	岡本 章
〃	石井 康義 (業務部長)	員外監事	大田 淳一

注) 当組合は、職員出身者以外の理事5名 (※印) の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

会計監査人

みのり監査法人 (令和8年3月末現在)



営業店舗 17 店

令和 8 年 6 月現在

概況及び組織に関する事項

本部	〒714-0081	笠岡市笠岡 2388 番地の 40	TEL(0865)62-3103(代)
本店営業部	〒714-0081	笠岡市笠岡 2388 番地の 40	TEL(0865)62-3100(代)
金浦支店	〒714-0057	笠岡市金浦 1554 番地の 65	TEL(0865)66-0451(代)
東支店	〒714-0082	笠岡市一番町 1 番地の 11	TEL(0865)62-4158(代)
本町支店	〒714-0088	笠岡市中央町 32 番の 7	TEL(0865)62-3125(代)
鴨方支店	〒719-0252	浅口市鴨方町六条院中 3232 番地の 1	TEL(0865)44-2117(代)
井原支店	〒715-0019	井原市井原町 617 番地の 1	TEL(0866)62-1113(代)
里庄支店	〒719-0302	浅口郡里庄町大字新庄 2858 番地の 6	TEL(0865)64-3988(代)
寄島支店	〒714-0101	浅口市寄島町 7540 番地の 25	TEL(0865)54-2500(代)
井原東支店	〒715-0006	井原市西江原町 958 番地の 2	TEL(0866)62-7755(代)
岡山支店	〒700-0986	岡山市北区新屋敷町二丁目 9 番 25 号	TEL(086)246-0061(代)
倉敷支店	〒710-0824	倉敷市白楽町 132 番 16	TEL(086)422-5815(代)
玉島支店	〒710-0253	倉敷市新倉敷駅前四丁目 33 番	TEL(086)526-8200(代)
中庄支店	〒701-0114	倉敷市松島 1147 番 1	TEL(086)463-6800(代)
矢掛支店	〒714-1201	小田郡矢掛町矢掛 2649 番地 1	TEL(0866)84-8021(代)
岡山南支店	〒702-8033	岡山市南区福富東一丁目 2 番 1 号	TEL(086)262-7011(代)
福山支店	〒721-0942	福山市引野町五丁目 23 番 11 号	TEL(084)940-3055(代)
福山南支店	〒720-0822	福山市川口町一丁目 20 番 12 号	TEL(084)999-3100(代)



店舗外キャッシュコーナー 11 出張所

令和 8 年 6 月現在

- | | | |
|---------------|-----------|-----------------|
| ●笠岡市役所前 | ●追分出張所 | ●西江原天満屋ハピーズ井原店内 |
| ●鴨方天満屋ハピータウン内 | ●ハローズ笠岡店内 | ●コムプラザ笠岡店内 |
| ●鴨方北出張所 | ●入江ザ・ビック前 | ●ハピーズ笠岡美の浜店内 |
| ●笠岡消防署前 | ●井原市役所内 | |



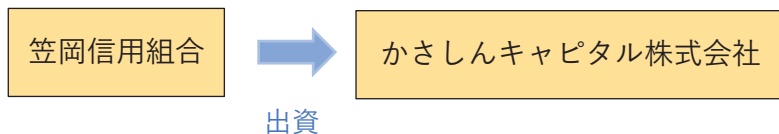
営業地区

岡山県下一円および広島県福山市

当組合および子会社等の概況

令和 8 年 3 月末現在

笠岡信用組合グループの事業系統図



子会社等の概況

会社名	かかしんキャピタル株式会社
所在地	岡山県笠岡市笠岡 2388 番地 40
主要業務内容	投資事業組合財産の運用及び管理
設立年月日	令和 6 年 6 月 12 日
資本金又は出資金	10 百万円
議決権所有割合	100%

連結自己資本比率

当組合では、子会社は当信用組合グループの財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいと認められるため、連結財務諸表は作成しておりません。

主要な事業の内容

A. 預金業務

(イ) 預 金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取り扱っております。

(ロ) 譲渡性預金

譲渡可能な定期預金を取り扱っております。

B. 貸出業務

(イ) 貸 付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。

(ロ) 手形の割引

商業手形の割引を取り扱っております。

C. 商品有価証券売買業務

取り扱っておりません。

D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

E. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取り扱っております。

F. 外国為替業務

全国信用協同組合連合会の取次業務として外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っております。

G. 社債受託及び登録業務

取り扱っておりません。

H. 金融先物取引等の受託等業務

取り扱っておりません。

I. 附帯業務

(イ) 債務の保証業務

(ロ) 有価証券の貸付業務

(ハ) 国債・投資信託の窓口販売業務

(ニ) 代理業務

(a) 株式会社日本政策金融公庫等の代理貸付業務

(b) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の代理店業務

(c) 日本銀行の歳入復代理店業務

(ホ) 業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る）

全国信用協同組合連合会、株式会社商工組合中央金庫

(ヘ) 信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る）

オリックス銀行株式会社

(ト) 地方公共団体の公金取扱業務

(フ) 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務

(リ) 保護預り及び貸金庫業務

(ス) 電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

(ル) 確定拠出年金法により行う業務

トピックス

第 41 回かさしん年金友の会の日帰り旅行「松江城を巡る旅」

年金のお受取を通じて当組合をご利用いただいている「かさしん年金友の会」会員の方々を対象に令和 7 年 5 月 12 日(月)～19 日(月)までの 8 日間に亘り、第 41 回かさしん年金友の会の日帰り旅行「松江城を巡る旅」を実施致しました。総勢 1,292 名の皆様にご参加いただき、憩い的一天をお過ごしいただきました。



第 10 回 しんくみビジネスマッチングの開催

令和 7 年 11 月 12 日(水)に笠岡総合体育館において「第 10 回しんくみビジネスマッチング」を開催し、広島県、香川県、高知県、兵庫県そして秋田県の信用組合にもご協力をいただき、186 社の企業にご参加いただきました。会場では数多くの商談や情報交換が行われ、熱気に満ち溢れる中、盛況に開催することができました。また、10 周年記念抽選会も実施し、多くのお客様にご来場いただきました。



兵庫県信用組合主催「第1回けんしんビジネスマッチング商談会」に参加

令和7年12月12日（金）に「第1回けんしんビジネスマッチング商談会」が開催され、当組合からは3社のお客様が参加されました。（会場：兵庫県・小野市総合体育館「アルゴ」）



第11期 かさしん経営塾

お取引先の次世代を担う若手経営者・後継者・経営幹部の方々を対象にした「第11期かさしん経営塾」（全5回）を開催しました。各種経営情報の提供に加え、総合的にお取引先の経営活動を支援させて頂いております。第11期受講生は134社の企業から参加して頂き、異業種交流の場としてもご好評を頂いております。



プレミアム記念定期預金の発売

令和8年3月1日に長森真一が理事長に就任いたしました。これを記念し、令和8年3月より預金商品「プレミアム定期預金」の取扱いを開始いたしました。

事務集中室の開設

令和7年10月、事務の効率化を目的として事務管理部内に「事務集中室」を開設し、為替業務、預金口座振替業務等の本部集中化を行いました。今後も営業店事務の見直しを行い、本部集中化を図っていく予定としております。

地域貢献に関する情報開示

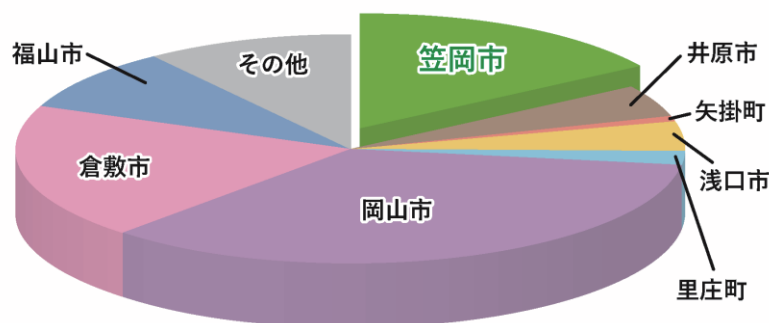
当組合は、地域の中小零細事業者や勤労者が金融利便を享受するための金融機関として、これまで地域産業の育成・発展や個人の豊かな暮らしづくりなど、さまざまな面で地域貢献の役割を果たしてまいりましたが、この基本的な使命は今後も変わることなく、円滑な資金供給と金融サービスを提供していくことが第一と考えております。また、これらの金融面を通じた地域貢献だけでなく、地域サービスの充実、各種サークル活動への参加など組合員の皆様、地域社会の発展のために活動してまいります。

融資を通じた地域貢献

地域別貸出金残高

当組合は皆様よりお預かりした預金を、地元で事業を営む中小零細事業者の方と地域にお住まいの勤労者の方にご融資いたしております。

地域別貸出金残高比率（令和 8 年 3 月 31 日現在）



（単位：百万円）

	笠岡市	井原市	矢掛町	浅口市	里庄町
比 率	15.99%	4.50%	0.86%	4.11%	1.82%
残 高	54,285	15,266	2,935	13,973	6,197

岡山市	倉敷市	福山市	その他	合計
34.77%	19.13%	8.89%	9.93%	100.00%
118,092	64,954	30,177	33,716	339,595

住宅ローン・消費者ローンの状況

当組合は、勤労者の皆様方に、より豊かな暮らしづくりのお手伝いとなるよう住宅ローンや各種消費者ローンのご融資をいたしております。

（単位：百万円）

（令和 8 年 3 月 31 日現在）

区 分	件 数	金 額	令和 7 年 3 月末との対比
住宅ローン	3,422	54,860	2,272
消費者ローン	2,401	3,301	201

貸付の条件変更等の申込みに対する対応状況を適切に把握するための体制

当組合は、中小企業者および個人のお客様から、貸付の条件変更等に関する申込みがあった場合は、当組合の業務の健全かつ適切な運営の確保に留意しつつ、申込みに至った背景や事情、事業や収入に関する将来の見通し、財産その他の状況を総合的に勘案し、貸付の条件を変更させていただくなど、積極的かつ柔軟に対応しております。

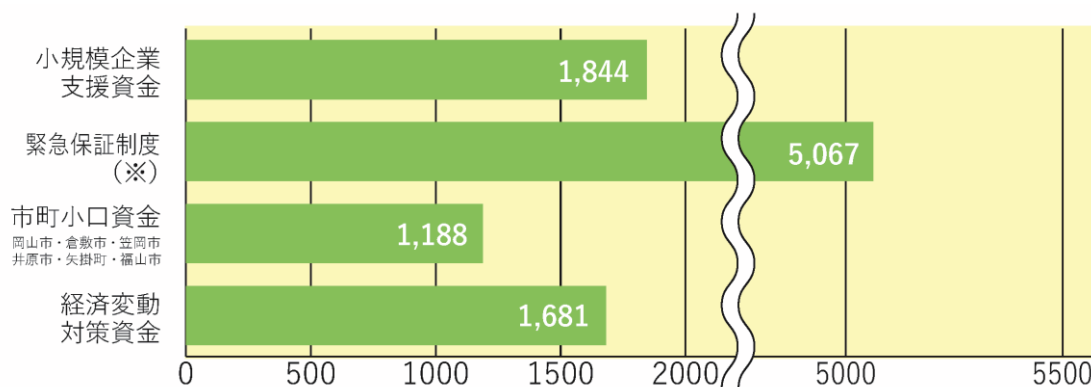
地方自治体の制度融資の取扱状況

当組合は、中小企業向け制度融資の取扱窓口に指定されており、令和 7 年度は新規で 385 件、3,348 百万円のご利用をいただいております。おもな制度融資の残高は以下のとおりです。

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

制度の名称	制度の概要	融資条件等
小規模企業支援資金	事業経営に必要な運転・設備資金（土地の取得資金は除く）	小規模企業者で従業員 20 人以下（商業・サービス業は 5 人以下）の方
危機対策資金	経営の維持・安定および災害の復旧に必要な運転・設備資金（土地の取得資金は除く）	市町村長からセーフティネット 4 号に該当する旨の認定を受けた中小企業者 市町村長から罹災証明を受けた中小企業者
経営安定資金	経営の安定のために必要な運転・設備資金（土地の取得資金は除く）	直前期の決算において経常損失を計上しており、経営の安定に支障が生じている方
市町小口資金 岡山市・倉敷市・笠岡市・井原市 浅口市・里庄町・矢掛町・福山市	事業経営に必要な運転・設備資金（土地の取得資金は除く）	各自自治体で 1 年以上引き続いて同一事業を営む小規模企業
新規創業資金	事業に必要な運転・設備資金	新事業活動促進法第 2 条第 2 項に掲げる創業者又は同条 3 項の新規中小企業者の方
新型コロナウイルス感染症 危機対策資金	経営の維持及び安定のために必要な運転・設備資金	新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少し経営計画を策定し市町村長からセーフティネット保証 4 号、5 号又は危機関連保証に該当する旨の認定を受けた中小企業者

制度融資別残高（令和 8 年 3 月 31 日）（単位：百万円）



(※) 緊急保証制度には「新型コロナウイルス感染症対応資金」も含まれております。

金融円滑化の取組みについて

当組合は、公共的使命を全うするため、地域社会・地域経済の発展に貢献することを経営理念に掲げ、創意と工夫を活かして、組合員や地域社会の期待・信頼に応え、適切な情報開示を行うとともに、組合員の皆様との対話により金融の円滑化に取り組んでおります。

その取組みに際しては、協同組合による金融事業に関する法律施行規則および組合の経営理念・経営方針に則った、金融円滑化管理方針を定め、引き続き全役職員が対応しております。

かさしんの融資商品の概要

当組合は中小零細事業者や住民の皆さまの資金ニーズにお応えするため、次のような融資商品を取扱っております。

(令和8年3月31日現在)

制度の名称	制度の概要	融資条件等
一般のご融資	事業に必要な設備・運転資金等	必要に応じて融資条件等を付けさせていただきます
住宅ローン	ご自宅の購入、新築、増改築、修繕等に必要な資金をご融資する商品	・ご融資金額最高 10,000 万円 ・ご融資期間最長 40 年以内 ・借入申込時の年齢が満 20 歳以上 70 歳未満で完済時年齢が 80 歳未満
ソーラーローン	太陽光発電システム設置費用及びそれに伴うオール電化費用	・ご融資金額最高 500 万円 ・ご融資期間最長 15 年以内 ・借入申込時の年齢が満 20 歳以上 65 歳以下で完済時年齢が 70 歳未満
カーライフローン	自家用車購入、修理、車検費用（但し、事業資金は除く）に必要な資金をご融資する商品	・ご融資金額最高 1,000 万円 ・ご融資期間最長 10 年以内 ・借入申込時の年齢が満 18 歳以上で完済時年齢が 76 歳未満
フリーローン	資金使途に関係なく（事業性資金は除く）必要な資金をご融資する商品	・ご融資金額最高 1,000 万円 ・ご融資期間最長 10 年以内 ・借入申込時の年齢が満 20 歳以上で完済時年齢が 81 歳未満
住宅ローン一体型 プラスサポートローン	住宅ローンをご利用中の方で、資金使途に関係なく（事業性資金は除く）必要な資金をご融資する商品	・ご融資金額最高 1,000 万円 ・ご融資期間最長 20 年以内 ・借入申込時の年齢が満 20 歳以上で完済時年齢が 80 歳未満
奨学ローン	受験時（受験料、下見、宿泊費用等）、入学時（入学金、寄付金、授業料、敷金・礼金等）、在学中（授業料、研修費用、仕送資金等）に必要な資金をご融資する商品	・ご融資金額最高 1,000 万円 ・ご融資期間最長 10 年以内 ・借入申込時の年齢が満 20 歳以上で完済時年齢が 76 歳未満
カードローン	極度額を設定し、その範囲内で資金使途に関係なく当座貸越の方法で繰り返し利用できる商品	・ご融資金額最高 800 万円 ・満 20 歳以上 70 歳未満の安定・継続した収入が見込める個人の方
多目的ローン	資金使途が明確なものおよび他金融機関の目的ローンの借換資金（但し事業資金は除く）	・ご融資金額最高 2,000 万円 ・ご融資期間最長 10 年、但し教育資金、リフォーム関連資金は最長 15 年、当組合住宅ローン利用者は 20 年以内 ・借入申込時の年齢が満 18 歳以上で完済時年齢が 81 歳未満
Web 完結型ローン	お申込みからご契約までネットで完結できるフリーローン、カーライフローン、教育ローン、カードローン	各種ローンについては上記融資条件等に準ずる
リバースモーゲージローン	ご自宅を担保に融資を受け、その資金を豊かな暮らしに使っていただき、ご契約さまがお亡くなりになられた時にご自宅を売却して借入金を返済する商品	・ご融資金額最高 5,000 万円 ・ご融資期間はお借入がお亡くなりになられるまで ・借入申込時の年齢が満 50 歳以上 ・土地付一戸建住宅及びマンションを自己所有されている方 ・お申込人の相続予定者全員から承諾が得られる方

※審査結果等によりご希望に添えない場合もございますので、ご了承ください。

お客さまアンケートの実施について

当組合は、お客様からのご意見、ご感想をお聞きして、よりよい商品開発やサービスの向上を図るため、令和8年2月2日～2月27日に「お客様アンケート」を実施し、1,519名のお客様からご回答をいただきました。ご協力誠にありがとうございました。皆様から頂戴した貴重なご意見、ご感想を真摯に受け止め今まで以上に満足していただけますよう努力し改善してまいります。

◎利用者の声を踏まえての経営改善

改 善 項 目	改 善 策 の 取 組 み 事 例
新商品の開発	組合員の方々へ「本町支店開設記念定期預金」を令和7年3月3日～令和7年9月30日(預入期間及び利率3年0.60%)、「ハッピー定期預金プラス」を令和7年11月4日～令和8年1月30日(預入期間及び利率3年0.70%)、「プレミアム定期預金」を令和8年3月2日～令和8年5月29日に発売しました。
	営業エリアとしている地域経済の発展、地方創生に向けた取組みとして日本公庫と連携し、「地方創生・地域のSDGs」の中心となる中小企業者を応援する『かさしん地方創生ローン』を令和7年10月1日から12月10日に発売しました。
	令和3年2月16日から地域経済の発展に寄与すべく「地域活性化住宅ローン」の取扱いを開始いたしました。融資利率は1.5%（全国保証付）以上、10年固定として取扱いしております。
	令和3年10月1日から住宅ローンをご利用中のお客様を対象に、住宅ローン一体型「プラスサポートローン」の取扱いを開始いたしました。資金使途に関係なく（事業性資金は除く）必要な資金をご融資する商品で、融資期間は最長20年として取扱いしております。
	岡山県内及び広島県福山市内に本店または支店（支所）を置く法人、個人事業所及び地方公共団体を対象にかさしんパートナー企業制度「TIE-UP タイアップ」の取扱いを平成26年9月1日より開始し、今年度も引き続き推進いたしました。提携先にお勤めの方を対象に定期積金、フリーローン、カーライフローン、教育ローン、カードローン商品に優遇金利を設けております。
	お客様の資金ニーズに対応するために、新商品の導入や取扱内容の改善を行いました。 ①様々な目的に対応できる「多目的ローン」の取扱をレギュラー商品化いたしました。 ②多様化された資金ニーズに対応し、お客様の利便性向上の為、Web 完結型商品に多目的ローン、教育ローンを追加いたしました。
	地域のキャッシュレス化に対応する為、QRコード・バーコード決済サービス「PayPay」「J-Coin Pay」の取扱を開始いたしました。その他の決済サービスも順次追加する予定としております。
地域との連携	当組合では、平成25年から笠岡市、笠岡商工会議所、笠岡市内に本支店を置く金融機関及び日本政策金融公庫福山支店と包括協定を締結し、笠岡市内における創業希望者へワンストップでの相談・支援を行う「かさおか創業サポートセンター」の運営に積極的に携わっております。平成27年6月には新たな拠点となる「創業サロン」を開設、令和4年4月より「創業・事業承継部」を同施設内に新設し、創業・事業承継に関するセミナーの開催、地域事業者の支援をおこなっております。
	地域の中小企業者の皆様の新たなビジネスチャンスの創出や、販路開拓など業容拡大のバックアップを目的に「第10回しんくみビジネスマッチング」を令和7年11月12日に笠岡総合体育館で開催しました。地域の皆様と連携し地域経済の発展に貢献してまいります。
	お取引事業者さまの人材に関するニーズに対応する為、公益財団法人産業雇用安定センターと連携いたしました。連携を通じて、お取引先様の様々な人材に関するニーズに対応し解決を図り、地域密着型で地域経済の活性化に寄与してまいります。
苦情・相談等への取組み	常勤理事会および部店長会議で、お客様からの意見・要望を周知するとともに、それについて改善するように指導しました。

【当組合に対する利用者の声（意見・要望等）】

- 職員の皆様が笑顔で親切・丁寧に対応をしてくださいます。
- 外交の方が訪問してくださるのが嬉しく、ありがたいです。



① 中小企業の経営支援に関する取組み方針

当組合は、地域密着型金融機関として、地域の金融円滑化の使命を果たすとともに、認定経営革新等支援機関として、コンサルティング機能を一層発揮することによって、お客様の経営課題に応じた最適な解決策をお客様の立場に立って提案し、十分な時間をかけて実行支援します。

② 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当組合は、取引先の業況改善、発展を図るために、平成 20 年より外部専門家（中小企業診断士）と提携し、平成 24 年 10 月に設置した「経営支援室」を令和 7 年 4 月に経営支援部と改め、各営業店と連携してお客様を直接訪問しております。面談による事業の診断や経営改善計画の策定支援・進捗管理と原因分析および事業の承継に係る相談や新たなご融資の相談にも対応するなど、経営支援活動に取り組んでおります。

また、平成 30 年 4 月に設置した「創業・事業承継支援室」を令和 4 年 4 月より創業・事業承継に特化した創業・事業承継部と改め、経営者の高齢化等により地域の事業者が減少する中、創業計画の策定支援・進捗管理と原因分析とともに事業承継者のマッチングなど事業承継支援を積極的に展開しています。

③ 中小企業の経営支援に関する取組み状況

イ. 創業・新規事業開拓の支援

- ・「かさしん創業ローン」による創業資金融資
- ・岡山県信用保証協会および広島県信用保証協会の保証を利用した創業資金融資
- ・プロパー資金による新規事業先への融資
- ・日本政策金融公庫と創業に関する業務連携強化
- ・創業計画、事業計画等の策定支援
- ・各種セミナーの開催

【取組実績】

令和 7 年度における「かさしん創業ローン」および岡山県信用保証協会「新規創業資金」ならびに広島県信用保証協会「広島県産業支援融資（創業支援資金）」を利用した創業・新規事業支援先に対する貸出実績は 38 先 228 百万円でした。

ロ. 成長段階における支援

- ・お客様の財務内容や事業の将来性を見極め、過度に保証・担保に依存しない融資への取組み
- ・お客様のニーズに適した岡山県信用保証協会および広島県信用保証協会等、関係機関との協調融資への取組み
- ・各種セミナーの開催

【取組実績】

令和 7 年度における岡山県信用保証協会および広島県信用保証協会の保証を利用した、中小企業向け制度融資の新規は、677 件 8,565 百万円でした。

ハ. 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

- ・組合独自および外部専門家（中小企業診断士）による経営改善計画の策定支援
- ・外部機関との連携による支援
- ・外部専門家によるアドバイザー支援の活用
- ・各種セミナーの開催

【取組実績】

令和 7 年度における制度利用による外部専門家派遣実績は 2 先でした。

④地域の活性化に関する取組状況

当組合は、令和 4 年 4 月 1 日より笠岡シーサイドモール内に、創業・事業承継に特化した創業・事業承継部を設立。令和 8 年 4 月より笠岡サテライト 1 階へ移転して相談を受け付けております。経営者の高齢化、後継者不足による廃業が多く、地域の事業者が減少する中、事業を次の世代へ承継する上でのサポートが重要な使命となってきました。将来の地域経済の担い手である創業企業を応援するとともに、承継者のマッチングや経営者ガイドラインを活用した事業継続支援を積極的に展開していきます。

⑤「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針」を策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人与経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

【「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針】

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨をふまえ、本ガイドラインを遵守・尊重してまいります。

事業性融資における経営者保証については一律的・機械的に取得することなく、お客さまの状況に応じて、保証契約の必要性を十分に検討するとともに、経営者保証を頂く場合には、その理由や範囲等について真摯にかつ丁寧にご説明し、お客様にご理解・ご納得をいただけますよう努めてまいります。

1. お客さまと保証契約を締結する際、主に以下の点について確認を行い、その上で保証金額や金利の一定の上乗せ等の代替的融資手法の活用を含め総合的な検討を行います。

- ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- ② 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
- ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- ④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
- ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

審査の結果、保証をご提供いただく場合、「どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか」「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」等につきましてご説明させていただきます。また、将来的な保証契約の見直しに向けた経営改善のお手伝いをさせていただきます。

2. 万一、保証履行を請求せざるを得ない状況の場合にも、一律に保証金額の全額に対して請求を行うものではなく、保証履行時のお客さまの資産状況等を勘案したうえで履行の範囲を決定します。

3. お客さまから保証契約の変更・解除のお申出があった場合は、主に上記1. ①～⑤について検討し、改めて保証の必要性や適切な保証金額について真摯かつ柔軟に対応します。

経営者保証に関するガイドラインに関するご相談等につきましては、お取引店または以下の相談窓口にお申出ください。

■経営者保証相談窓口

笠岡信用組合 融資部

TEL：0865-62-3103 FAX：0865-63-5506

受付時間：平日9：00～17：00

【「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況】

	令和 6 年度	令和 7 年度
新規に無保証で融資した件数	411 件	449 件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	15.5%	15.4%
保証契約を解除した件数	68 件	60 件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限る)	－ 件	1 件

■総代会の仕組み（役割）

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員 63,164 名（令和 8 年 3 月末）と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。

また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

総代会は、通常毎年 6 月に開催されますが、必要あるときは臨時総代会を招集することもできます。

当組合では、総代会に限定することなく、組合員（利用者）アンケート調査を実施するなど、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

■総代の選出方法等

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款及び総代選挙規約に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

●選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規約等に則り、各地区（選挙区）毎に理事会もしくは地区（選挙区）内の組合員 5 人以上から推薦された方の中から、その地区（選挙区）に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。

当組合は地区（選挙区）を 15 の区に分け、総代の選出を行っています。なお、総代候補者の数が当該地区における総代定数に満たなかった場合は、その候補者を当選者としています。

●定数

総代の定数は、110 人以上 130 人以内です。

●任期

総代の任期は 2 年となっています。

■総代会の報告事項・決議事項

- 第 74 期通常総代会を令和 8 年 6 月 15 日（月）に開催いたしました。

報告事項

第 74 期事業報告、貸借対照表、損益計算書及び監事の監査報告の件

決議事項

第 1 号議案 第 74 期剰余金処分案承認の件

原案通り承認可決されました。

第 2 号議案 役員賞与支給の件

原案通り承認可決されました。

第 3 号議案 第 75 期（令和 8 年度）事業計画書、収支予算書承認の件

原案通り承認可決されました。

第 4 号議案 退任役員に対する退任慰労金支給の件

原案通り承認可決されました。

第 5 号議案 理事全員の任期満了及び監事退任に伴う役員選挙承認の件

原案通り承認可決されました。

第 6 号議案 理事の報酬限度額改定の件

原案通り承認可決されました。

以 上

■選挙区別総代氏名

(令和8年6月29日現在、就任回数順、敬称略)

選挙区	対 象 地 区	総代 定数	総代 数	氏 名
第1区	笠岡市笠岡 中央町・本町・浜田・宮地・ 西の浜・住吉・干拓地	20	20	天野学◎、津田謙二◎、笠井聖一◎、堀泰典◎、宮脇寛治◎ 永山幹夫◎、関藤英志◎、佐藤恵二◎、角田訓也◎、浅野竜◎ 増井佐世子◎、栗尾泰訓◎、長谷川絢の◎、中田智明◎ 若田昌紀◎、武本和夫◎、山本大介◎、中山智之◎、津田明雅◎、 大平貴之◎
第2区	笠岡市笠岡 殿川・西本町・正寿場町・ 川辺屋町・追分	9	9	穴戸得二◎、西江道也◎、塩飽繁樹◎、枝木亮大◎、片田宗宏◎ 高橋宏文◎、梶平一郎◎、無垢品亮生◎、片岡靖隆◎
第3区	笠岡市笠岡 大磯・伏越・富岡	10	10	西井保行◎、雲井昭伝◎、高藤隆志◎、石井利忠◎、藪井克也◎ 小林嘉文◎、小林保友◎、坂本清士◎、坂本達也◎、山名崇智◎
第4区	笠岡市 金浦・吉浜・生江浜・旭が丘・ 大河・城見・陶山	12	11	枝廣正樹◎、赤田博文◎、八杉耕太郎◎、塩出裕三◎、松浦和之◎、 藤原洋三◎、奥野慶大◎、井波恒雄◎、水川創壊◎、平井秀則◎、 藤井陽介◎
第5区	笠岡市 大井・吉田・新山・北川・ 春日台・今井	5	5	高橋了融◎、大山桂之◎、山部貴徳◎、高田安紀彦◎、佐々木敦◎
第6区	笠岡市 大島・島諸部	5	5	山河義弘◎、清水明◎、坂本光弘◎、岡田正二◎、山本聡◎
第7区	笠岡市 横島・入江・緑町・新横島・ 美の浜	4	4	宮島厚介◎、豊田正人◎、高森治◎、藤井裕三◎
第8区	笠岡市番町	7	7	小堀秀男◎、山河敏幸◎、猪木篤弘◎、天野和彦◎、長安博◎ 武田光広◎、久我久徳◎
第9区	浅口市	14	14	貝畑節雄◎、岩井真一◎、磯崎昇◎、藤原憲正◎、秋田森三◎ 工藤一郎◎、鈴木保夫◎、秋田喜大◎、原田一成◎、川上正記◎ 六車正憲◎、山下和浩◎、安田希久◎、横山祥平◎
第10区	里庄町	6	6	磯川正史◎、吉田充信◎、磯田正明◎、北村吉宏◎、守安利文◎ 三宅元樹◎
第11区	井原市・矢掛町	8	8	久津間茂明◎、黒木立志◎、鳥越恵治郎◎、川井眞治◎ 猪原竜史◎、安達精治◎、佐能一孝◎、平川義人◎
第12区	倉敷市玉島・船穂町	5	5	守屋幸正◎、藤井鉄郎◎、西崎朝子◎、山野洋義◎、****
第13区	倉敷市(玉島・船穂町を除く) 総社市	10	10	江口健一◎、三宅英和◎、山田斉◎、三宅啓文◎、大内和明◎ 村木弘文◎、綱島勲◎、檜村貴宏◎、田辺武徳◎、富森吉尊◎
第14区	岡山市	10	10	前原幸夫◎、後藤正弘◎、磯崎淳子◎、松尾一昌◎、横田亮◎ 勝地拓之◎、妹尾年倫◎、山根順一◎、市川周治◎、下潟洋子◎
第15区	福山市	5	5	妹尾豊司◎、角田哲也◎、野田直揮◎、森鉄博◎、尾前伸幸◎

(注1) 就任回数は氏名末尾の○付き数字で記載しています。なお、就任回数が10回以上となる場合は◎で表示しています。

(注2) 氏名開示の同意を得られていない総代に関しては、「****」と表示しています。

■総代の属性別構成比

【職業別】個人 7.0%、個人事業主 11.6%、法人役員 81.4%

【年代別】40歳代以下 13.2%、50歳代 20.9%、60歳代 32.6%、70歳代 30.2%、80歳代以上 3.1%

【業種別】製造業 18.3%、不動産業 7.5%、卸売業・小売業 20.0%、建設業 13.3%、運輸業 6.7%

その他サービス業 34.2%

*業種別は個人事業主、法人役員で構成しています。

経営改善または再生のための支援を適切に行うための体制

当組合は、貸付の条件変更等を行った中小企業者のお客様の経営再建計画の進捗状況を継続的に把握・検証し、経営再建計画の見直しの支援および外部専門家と提携し、経営相談・指導等によるコンサルティング機能の発揮や、当組合の情報機能やネットワークを活用した支援に取り組んでおります。

※なお、お客様からのご返済に関するご相談については、当組合の本店および各支店の「ご返済等に関するご相談受付窓口」または担当者のほか、下記のお問い合わせ窓口までお申し出ください。また、お電話にてのご相談等もご遠慮なくお申し出ください。

ご返済等に関するご相談お問い合わせ窓口

窓 口：当組合 経営支援部

受 付 日：月曜日～金曜日

(祝日および組合の休業日は除く)

受付時間：午前 9 時から午後 5 時

電話番号：経営支援部 0865-62-3105

当組合のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について

当組合はマネー・ローンダリング及びテロ資金供与及び拡散金融を防止するための対策（以下「マネロン・テロ資金対策」という）を経営上の重要な課題として位置付け、経営陣の主導的な関与の下、内部管理態勢を構築し取り組みを行ってまいります。

①組織態勢・リスクベースアプローチ

当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置（リスクベース・アプローチ）を講じてまいります。

②管理態勢

当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。

③顧客管理態勢

当組合は、マネロン・テロ資金対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針（基本方針等・ポリシー等のマネロンに関する方針）・手続（マネロン対策に関する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等）・計画（マネロン対策を実現させるための実践計画）等を整備してまいります。

信用組合は、「中小企業等協同組合法（中企法）」や「協同組合による金融事業に関する法律（協金法）」その他法令の適用を受け、その遵守を厳しく義務づけられています。

法令遵守「コンプライアンス」とは、法令や社会規範等のルールを守ることと、社会一般的に求められる倫理やモラル、当組合内部の規定等を守ることにも含まれています。

そこで当組合では、地域金融機関としての社会的使命を果たし、社会の信頼を得ていくために、コンプライアンス体制の確立を経営の重要課題として、全部店に法令遵守に関するマニュアルを配付し、更に研修会などを通じて役職員への周知徹底を図っております。

当組合のコンプライアンスへの取組みの基本方針は、次のとおりとなっています。

当組合の法令等遵守（コンプライアンス）基本方針

1. 社会的使命と公共性の自覚と責任

- (1) 当組合は、常に健全経営に徹することにより、中小規模の事業者・勤労者その他の者の金融の円滑化に努めます。
- (2) 当組合は、常にお客様へのサービスの向上に努めることにより、地域の中小規模の事業者・勤労者その他の者の経済、社会、生活の健全な発展に貢献します。

2. 信頼の確保

- (1) 当組合は、常に各種法令・規則を遵守し、その精神を尊重します。
- (2) 当組合は、誠実・公正な行動により、社会・顧客からの信頼の確保に努めます。

3. 経営の透明性の確保

当組合は、常に組合員の皆様、地域社会、ならびに職員とのコミュニケーションを重視し、開かれた経営を実践します。

4. 反社会的勢力との対決

当組合は、反社会的勢力の介入に対して、企業として断固立ち向かいこれを排除します。

また、当組合は「コンプライアンスマニュアル」において、経営理念、基本方針、組合の行動基準、役職員の行動規範について定め、企業倫理の確立につとめています。

役職員の一人ひとりが、当組合の社会的責任と公共的使命を十分認識し、法令やルールの遵守を常に心がけ、社会の信頼を得ていくことこそが、当組合におけるコンプライアンスの基本であり、業務を行うにあたって常にもコンプライアンスを意識することが必要不可欠と考えております。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

👉 苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口にお申し出ください。

【窓口：笠岡信用組合 総務部】TEL0865-62-3103

受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

なお、苦情等対応手続については、総務部へお申し付けください。

👉 紛争解決措置

広島弁護士会 仲裁センター （電話：082-225-1600）

東京弁護士会 紛争解決センター （電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3581-2249）

上記弁護士会にて紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記、笠岡信用組合 総務部または下記窓口までお申し出ください。

また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の各仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【窓口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電話：03-3567-2456

住所：〒104-0031

東京都中央区京橋 1-9-5（全国信用組合会館内）

融資審査体制

当組合では、信用リスクの管理を強化するために、審査体制の一層の充実を図っております。

審査については、個々の案件に対して担保・与信先の信用力等を総合的に考慮した審査業務を行っております。

また、お客様のご要望に迅速にお応えできますよう、厳正且つスピーディな審査を行っております。

内部事務管理体制

事務リスクにつきましては、発生を未然に防ぐための体制面の強化とともに、内部牽制機能の充実に努めております。

本部において全店にわたる臨店検査を実施するほかに、営業店自らも自店検査を実施しており、事務水準向上、事故防止、業務運営の適正化を図っております。

収益管理体制

金融自由化の進展にともない、金融機関の収益構造は不安定化を増しております。

当組合では、既に独自の月次収益管理システムを整備致しておりますが、金融経済情勢の将来予測に基づき、適切なリスク管理により、経営の健全性を維持向上させることを目的とした ALM システム（資産・負債総合管理）の充実に向けて研究を進めております。

内部監査有効性の確認と法定監査状況

私は当組合の令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの第 74 期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和 8 年 6 月 15 日

笠岡信用組合

理事長 長 森 真 一

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第 5 条の 8 第 3 項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、通常総代会に提出される「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」につきましては、会計監査人である「みのり監査法人」の監査を受けております。

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	第 72 期令和 5 年度 令和 6 年 3 月 31 日	第 73 期令和 6 年度 令和 7 年 3 月 31 日	第 74 期令和 7 年度 令和 8 年 3 月 31 日
(資産の部)			
現 金	6,477,182	6,661,670	8,735,726
預 け 金	352,325,842	299,598,842	246,642,297
買 入 金 銭 債 権	168,200	48,200	31,550
金 銭 の 信 託	5,067,220	4,899,426	5,000,000
有 価 証 券	174,050,007	147,926,056	143,876,405
国 債	70,829,500	64,070,031	59,339,745
地 方 債	12,640,336	11,017,501	9,585,718
社 債	39,879,580	41,091,080	43,949,870
株 式	1,468,391	1,379,297	2,934,222
投 資 信 託	30,193,525	14,784,159	12,357,508
外 国 証 券	18,659,177	14,752,182	14,575,778
そ の 他 の 証 券	379,496	831,802	1,133,561
貸 出 金	304,591,706	327,572,605	339,595,470
割 引 手 形	526,697	261,434	374,390
手 形 貸 付	17,510,539	19,771,872	18,524,647
証 書 貸 付	280,338,748	301,069,231	313,956,663
当 座 貸 越	6,215,721	6,470,067	6,739,768
そ の 他 資 産	4,279,380	2,782,300	2,922,294
未 決 済 為 替 貸	61,731	67,461	67,950
全 信 組 連 出 資 金	1,354,600	1,354,600	1,354,600
未 収 収 益	744,608	768,141	806,389
そ の 他 の 資 産	2,118,439	592,097	693,354
有 形 固 定 資 産	5,416,927	5,340,569	5,527,859
建 物	1,680,058	1,616,763	1,838,690
土 地	2,562,597	2,562,597	2,562,597
建 設 仮 勘 定	—	131,393	—
その他の有形固定資産	1,174,271	1,029,814	1,126,571
無 形 固 定 資 産	45,851	29,168	19,466
ソ フ ト ウ ェ ア	45,851	29,168	19,466
繰 延 税 金 資 産	1,908,264	1,696,873	2,187,931
債 務 保 証 見 返	177,204	1,202,781	1,218,407
貸 倒 引 当 金	△5,167,689	△5,129,274	△5,288,232
(うち個別貸倒引当金)	(△581,466)	(△751,537)	(△1,400,264)
資 産 の 部 合 計	849,340,098	792,629,219	750,469,177

財産の状況に
関する事項

科 目	第 72 期令和 5 年度 令和 6 年 3 月 31 日	第 73 期令和 6 年度 令和 7 年 3 月 31 日	第 74 期令和 7 年度 令和 8 年 3 月 31 日
(負債の部)			
預 金 積 金	587,782,011	568,373,529	587,669,786
当 座 預 金	1,489,553	1,399,695	1,415,034
普 通 預 金	110,182,879	120,514,236	119,829,766
貯 蓄 預 金	95,213	74,607	63,556
通 知 預 金	35,000	3,035,000	—
別 段 預 金	846,897	1,528,972	1,740,285
納 税 準 備 預 金	8,244	6,489	8,223
定 期 預 金	451,043,969	419,718,540	443,582,237
定 期 積 金	24,080,253	22,095,988	21,030,682
借 用 金	238,500,000	197,100,000	136,300,000
当 座 借 越	238,500,000	197,100,000	136,300,000
そ の 他 負 債	1,402,614	2,685,270	1,983,358
未 決 済 為 替 借	171,233	116,363	120,858
未 払 費 用	708,353	921,924	1,301,302
給 付 補 填 備 金	42,839	38,982	40,729
未 払 法 人 税 等	280,339	161,920	210,920
前 受 収 益	119,496	149,908	151,755
職 員 預 り 金	39,436	33,935	31,207
資 産 除 去 債 務	14,856	14,880	13,090
そ の 他 の 負 債	26,058	1,247,354	113,493
賞 与 引 当 金	154,017	147,294	170,151
役 員 賞 与 引 当 金	17,500	17,300	17,000
退 職 給 付 引 当 金	646,306	686,403	768,257
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	142,175	141,920	169,180
睡眠預金払戻損失引当金	1,089	893	623
偶 発 損 失 引 当 金	70,268	68,449	93,106
債 務 保 証	177,204	1,202,781	1,218,407
負 債 の 部 合 計	828,893,186	770,423,841	728,389,871
(純資産の部)			
出 資 金	2,552,841	2,727,531	2,864,387
普 通 出 資 金	2,552,841	2,727,531	2,864,387
利 益 剰 余 金	22,139,571	23,029,097	23,906,663
利 益 準 備 金	2,315,561	2,552,841	2,727,531
そ の 他 利 益 剰 余 金	19,824,010	20,476,256	21,179,132
[特 別 積 立 金]	[18,750,000]	[19,400,000]	[20,100,000]
(経 営 安 定 積 立 金)	(5,550,000)	(5,900,000)	(6,250,000)
(債 券 等 価 額 変 動 積 立 金)	(4,550,000)	(4,850,000)	(5,200,000)
[当 期 未 処 分 剰 余 金]	[1,074,010]	[1,076,256]	[1,079,132]
(当 期 純 利 益)	(1,005,619)	(1,035,628)	(1,036,292)
組 合 員 勘 定 合 計	24,692,412	25,756,628	26,771,050
その他有価証券評価差額金	△4,245,500	△3,551,250	△4,691,745
評価・換算差額等合計	△4,245,500	△3,551,250	△4,691,745
純 資 産 の 部 合 計	20,446,912	22,205,378	22,079,305
負債及び純資産の部合計	849,340,098	792,629,219	750,469,177

- 貸借対照表記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記事項についても金額表示単位未満を切り捨てております。
- 有価証券は、「金融商品に関する会計基準」に基づき、その保有目的区分を「満期保有目的の債券」と「その他有価証券」に区分しており、その評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については、時価法(売却原価は移動平均法により算定)、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2. と同じ方法により行っております。
- 円換算を必要とする外貨建の資産・負債及びヘッジ会計を適用するものではありません。

- 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	10年～39年
その他	3年～20年

- 無形固定資産（ソフトウェア）の減価償却は、定額法（5年）により償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)の債権については、以下のなお書きに記載している直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を個別貸倒引当金として計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し、必要と認める額を個別貸倒引当金として計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の

一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に融資部が資産査定を実施し、本部自己査定委員会において監査再検討しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2, 206百万円であります。

8. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。

なお、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合設立型企業年金基金)に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和7年3月31日現在)

年金資産の額	243, 135百万円
年金財政計算上の数理債務の額	207, 181百万円
差 引 額	35, 953百万円

(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合

(自令和6年4月1日 至令和7年3月31日) 1. 744%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高8, 850百万円、及び別途積立金44, 804百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間10年の元利均等償却であり、当組合は当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金24百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることとで算定されるため上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致していません。

11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
12. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。
13. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。

14. 収益の計上方法

役務取引等収益は役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の役務収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。また、その他の役務収益は、口座振替手数料等が含まれております。

受入為替手数料及びその他の役務収益に係る履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

15. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
16. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 5, 288百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、上記7. に記載しております。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であり、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

③ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

17. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	6 6 7 百万円
危険債権額	3, 7 9 9 百万円
三月以上延滞債権額	3 1 1 百万円
貸出条件緩和債権額	8 8 1 百万円
合計額	5, 6 6 1 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

18. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 7 7 百万円
19. 子会社等の株式又は出資金の総額 1 0 百万円
20. 有形固定資産の減価償却累計額 4, 1 1 4 百万円
21. 有形固定資産の圧縮記帳額 6 6 百万円
22. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は 3 7 4 百万円であります。
23. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産	預 け 金	1 2 3, 3 0 0 百万円
	有価証券	2 3, 2 2 4 百万円
担保資産に対応する債務	借 用 金	1 3 6, 3 0 0 百万円

上記のほか、公金取扱い、為替取引及び日本銀行歳入復代理店取引のために預け金 3 8, 8 7 1 百万円を担保として提供しております。

24. 出資 1 口当たりの純資産額は、7, 7 0 8 円 2 1 銭であります。

25. 税効果会計関係

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	1, 4 1 6	百万円
退職給付引当金	2 1 8	
賞与引当金	4 8	
その他有価証券評価差額金	1, 8 5 9	
その他	2 0 3	

繰延税金資産小計	3, 7 4 5	
評価性引当額	△ 1, 5 5 7	
繰延税金資産合計	2, 1 8 7	

繰延税金負債

資産除去債務	0	
繰延税金負債合計	0	
繰延税金資産の純額	2, 1 8 7	百万円

26. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産および負債の総合的管理をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれの発行体等の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格や為替の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については内部監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクは、経理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、NBA システムによって金利の変動リスクを管理しております。金利リスクに関する規則及び要領において、リスク管理手法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には経理部において有価証券の金利や期間を把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでリスク管理委員会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当組合は、為替の変動リスクに関して NBA システムにより管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券等の市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、市場関連リスク管理細則に従い行っております。

このうち経理部では、市場運用商品の購入を行っており、事前の審査、投資限度額の設定のほか、NBA システムを使用した継続的なモニタリングを通じて価格変動リスクを管理しております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」、「預け金」、「貸出金」および「預金積金」であります。

当組合では「有価証券」の市場リスク量を V a R により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当組合の V a R は分散・共分散法（保有期間 3 月（満期保有目的 6 月）、信頼区間 99 %、観測期間 1 年）により算出しており、令和 8 年 3 月 31 日現在で当組合の有価証券の市場リスク量（損失額の推計値）は、2,915 百万円です。

ただし、当該リスク量は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉できない可能性があります。

「有価証券」以外の主たる金融商品である「預け金」、「貸出金」および「預金積金」については、「保有期間 1 年、過去 5 年の観測期間で計測される 99 パーセンタイル値」を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、再評価法を用い、金利が 99 パーセンタイル変動幅だけ変化した時の時価総額を再計算し、変化前後の変化の大きさをを用いて当該リスク量としてお

ります。

なお、当事業年度末現在、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた時価は、3,017百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、資産と負債の総合的な管理を通して、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該時価が異なることがあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

27. 金融商品の時価等に関する事項

令和 8 年 3 月 3 1 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注 2）参照）。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	2 4 6, 6 4 2	2 4 6, 2 9 7	△ 3 4 4
(2) 買入金銭債権	3 1	3 1	0
(3) 金銭の信託	5, 0 0 0	5, 0 0 0	—
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	3 8, 9 1 6	3 7, 7 8 0	△ 1, 1 3 5
その他有価証券	1 0 4, 5 7 5	1 0 4, 5 7 5	—
(5) 貸出金（※1）	3 3 9, 5 9 5		
貸倒引当金（※2）	△ 5, 2 8 4		
	3 3 4, 3 1 1	3 2 9, 8 3 9	△ 4, 4 7 1
金 融 資 産 計	7 2 9, 4 7 6	7 2 3, 5 2 4	△ 5, 9 5 1
(1) 預金積金	5 8 7, 6 6 9	5 9 1, 5 9 7	3, 9 2 8
(2) 借入金	1 3 6, 3 0 0	1 3 6, 3 0 0	—
金 融 負 債 計	7 2 3, 9 6 9	7 2 7, 8 9 7	3, 9 2 8

（※ 1）貸出金の時価には「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

（※ 2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注 1）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

（1）預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

（2）買入金銭債権

買入金銭債権は取引金融機関から提示された価格によっております。

（3）金銭の信託

金銭の信託は取引金融機関から提示された価格によっております。

（4）有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は市場における取引価格が存在している場合は、当該価格を時価としております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価としており、当該重要な制限がある場合は基準価額を時価とみなしております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については28. から33. に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金は以下の①～④の方法により算出し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、それぞれの帳簿価額の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額
- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）
- ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割引いた価額
- ④ 取引金融機関から価格の提示のあるものは当該価格

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金・定期積金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式（※1）	10
非上場株式（※1）	358
全信組連出資金（※1）	1,354
投資事業組合出資金（※2）	16
合 計	1,739

(※1) 子会社・子法人等株式、非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(※2) 投資事業組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

28. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「投資信託」、「外国証券」、「その他の証券」、「買入金銭債権」が含まれております。以下33まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券 (単位：百万円)

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】			
種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
外 国 証 券	565	585	19
買入金銭債権	31	31	0
小 計	597	617	19
【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】			
種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	14,993	14,738	△255
社 債	17,900	17,573	△326
外 国 証 券	5,456	4,883	△573
小 計	38,350	37,195	△1,155
合 計	38,947	37,812	△1,135

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

(4) その他有価証券

(単位：百万円)

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】			
種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	1, 2 2 6	1, 0 4 0	1 8 6
債 券	1 4, 9 9 0	1 4, 9 8 8	1
国 債	1 4, 9 9 0	1 4, 9 8 8	1
投 資 信 託	2, 5 9 6	2, 3 8 5	2 1 1
その他の証券	1, 1 1 6	9 9 3	1 2 3
小 計	1 9, 9 3 0	1 9, 4 0 7	5 2 2
【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】			
種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	1, 3 3 8	1, 5 5 7	△ 2 1 8
債 券	7 3, 5 4 4	7 8, 8 6 5	△ 5, 3 2 0
国 債	2 9, 3 5 5	3 0, 8 8 9	△ 1, 5 3 3
地 方 債	9, 5 8 5	1 1, 3 7 2	△ 1, 7 8 6
社 債	2 6, 0 4 9	2 7, 3 9 6	△ 1, 3 4 6
外国証券	8, 5 5 3	9, 2 0 6	△ 6 5 3
投 資 信 託	9, 7 6 0	1 1, 2 9 5	△ 1, 5 3 4
小 計	8 4, 6 4 4	9 1, 7 1 8	△ 7, 0 7 3
合 計	1 0 4, 5 7 5	1 1 1, 1 2 6	△ 6, 5 5 0

29. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

30. 当事業年度中に売却したその他有価証券は、次のとおりであります。

売 却 価 額	売 却 益	売 却 損
8 0, 3 8 1 百万円 (簿価金額 7 9, 6 4 0 百万円)	1, 5 2 7 百万円	7 8 6 百万円

31. 当事業年度中に保有目的を区分変更した有価証券はありません。

32. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

種 類	1 年以内	1 年 超 5 年 以 内	5 年 超 1 0 年 以 内	1 0 年 超
債 券	2 7, 6 0 0	6 4, 8 6 0	2 3, 2 0 0	1 6, 1 6 3
国 債	2 0, 0 0 0	2 5, 0 0 0	1 5, 0 0 0	—
地 方 債	—	1, 7 6 0	5 0 0	9, 1 1 3
社 債	6, 1 0 0	3 2, 4 0 0	1, 7 0 0	5, 1 0 0
外 国 証 券	1, 5 0 0	5, 7 0 0	6, 0 0 0	1, 9 5 0
買入金銭債権	—	—	—	3 1
合 計	2 7, 6 0 0	6 4, 8 6 0	2 3, 2 0 0	1 6, 1 9 5

33. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という）することとしております。

当事業年度における減損処理額はありません。

また、当該減損処理は事業年度末に50%以上時価が下落した銘柄については全て実施し、30%以上50%未満下落した銘柄については、過去1年間の価格動向等により回復可能性が乏しいと判断した銘柄について実施することとしております。

34. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

（単位：百万円）

種 類	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	5, 0 0 0	5, 0 0 0	—	5, 0 0 0

運用目的の金銭の信託及び満期保有目的の金銭の信託の取扱はありません。

35. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、74, 721百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが74, 721百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件がつけられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

損益計算書

(単位：千円)

科 目	第 72 期令和 5 年度 令和 6 年 3 月 31 日	第 73 期令和 6 年度 令和 7 年 3 月 31 日	第 74 期令和 7 年度 令和 8 年 3 月 31 日
経 常 収 益	8,303,560	8,843,912	10,573,029
資 金 運 用 収 益	6,423,576	7,160,201	8,338,678
貸 出 金 利 息	4,806,029	5,327,764	6,134,606
預 け 金 利 息	409,723	633,539	1,075,468
有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,065,115	1,118,724	1,089,488
そ の 他 の 受 入 利 息	142,707	80,172	39,116
役 務 取 引 等 収 益	230,842	232,064	245,353
受 入 為 替 手 数 料	84,979	86,481	85,781
そ の 他 の 役 務 収 益	145,862	145,583	159,572
そ の 他 業 務 収 益	146,612	60,088	145,825
国 債 等 債 券 売 却 益	126,261	32,585	92,502
国 債 等 債 券 償 還 益	465	3,235	6,247
そ の 他 の 業 務 収 益	19,885	24,266	47,075
そ の 他 経 常 収 益	1,502,528	1,391,557	1,843,171
償 却 債 権 取 立 益	69,704	22,910	88,954
株 式 等 売 却 益	1,272,669	1,268,853	1,471,210
金 銭 の 信 託 運 用 益	157,395	96,578	268,266
そ の 他 の 経 常 収 益	2,759	3,215	14,738
経 常 費 用	6,845,413	7,450,025	9,193,224
資 金 調 達 費 用	644,374	887,860	1,528,549
預 金 利 息	619,545	863,584	1,502,613
給 付 補 填 備 金 繰 入 額	25,195	24,079	25,763
借 用 金 利 息	△565	—	—
そ の 他 の 支 払 利 息	198	195	172
役 務 取 引 等 費 用	560,267	610,229	616,403
支 払 為 替 手 数 料	33,398	37,182	39,895
そ の 他 の 役 務 費 用	526,868	573,046	576,507
そ の 他 業 務 費 用	996,985	1,024,082	657,195
国 債 等 債 券 売 却 損	763,837	324,524	376,754
国 債 等 債 券 償 還 損	233,121	699,530	279,883
そ の 他 の 業 務 費 用	26	27	556
経 費	3,196,633	3,356,043	3,588,306
人 件 費	1,946,483	2,016,991	2,171,418
物 件 費	1,115,900	1,195,050	1,260,309
税 金	134,248	144,001	156,578
そ の 他 経 常 費 用	1,447,152	1,571,809	2,802,768
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	224,923	95,887	531,702
貸 出 金 償 却	234,973	451,860	1,043,677
株 式 等 売 却 損	638,721	804,954	412,802
そ の 他 の 経 常 費 用	348,534	219,107	814,586
経 常 利 益	1,458,146	1,393,887	1,379,805
特 別 利 益	—	—	—
特 別 損 失	545	48,169	5,768
固 定 資 産 処 分 損	545	3,289	5,768
そ の 他 の 特 別 損 失	—	44,880	—
税 引 前 当 期 純 利 益	1,457,600	1,345,717	1,374,036
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	441,368	314,800	376,872
法 人 税 等 調 整 額	10,612	△4,711	△39,128
法 人 税 等 合 計	451,981	310,089	337,744
当 期 純 利 益	1,005,619	1,035,628	1,036,292
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	68,390	40,628	42,840
当 期 未 処 分 剰 余 金	1,074,010	1,076,256	1,079,132

財産の状況に
関する事項

損益計算書の注記事項（第74期）

1. 損益計算書記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記事項についても金額表示単位未満を切り捨てております。
2. 「その他の受入利息」とは、全信組連の出資配当金等を処理しております。
3. 「その他の役務収益」とは、代理業務、口座振替等の受入手数料等で、受入為替手数料以外の受入手数料を処理しております。
4. 「その他の経常収益」とは、未払となっている睡眠時効預金や時効出資配当金等の臨時的な収益を処理しております。
5. 「その他の役務費用」とは、ローン信用保証料及び信用保険料、その他支払為替手数料以外の支払手数料等を処理しております。
6. 「その他の経常費用」とは、岡山県信用保証協会提携保証事務補助金等の臨時的な費用を処理しております。
7. 子会社等との取引による収益総額は、420千円であります。
8. 出資1口当たりの当期純利益は、370円43銭であります。
9. 当事業年度における顧客との契約から生じる収益の金額は、235,650千円であります。
10. 収益を理解するための基礎となる情報は貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて記載しております。

剰余金処分計算書

（単位：円）

科 目	第72期 令和5年度	第73期 令和6年度	第74期 令和7年度
当期末処分剰余金	1,074,010,419	1,076,256,948	1,079,132,602
計	1,074,010,419	1,076,256,948	1,079,132,602
これを次の通り処分します。			
利益準備金	237,280,000	174,690,000	136,856,000
特別積立金	650,000,000	700,000,000	700,000,000
（内、経営安定積立金）	(350,000,000)	(350,000,000)	(350,000,000)
（内、債券等価額変動積立金）	(300,000,000)	(350,000,000)	(350,000,000)
出資配当金	146,101,654 （年6%）	158,726,607 （年6%）	167,895,845 （年6%）
繰越金（当期末残高）	40,628,765	42,840,341	74,380,757
計	1,074,010,419	1,076,256,948	1,079,132,602



協金法開示債権（リスク管理債権）及び 金融再生法開示債権の保全・引当状況

（単位：百万円、%、単位未満切り捨て）

区 分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D) = (B+C)	保全率 (D) / (A)	引当率 (C) / (A-B)	
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和 5 年度	586	555	30	586	100.00	100.00	
	令和 6 年度	633	583	49	633	100.00	100.00	
	令和 7 年度	667	636	31	667	100.00	100.00	
危 険 債 権	令和 5 年度	2,233	850	551	1,401	62.75	39.85	
	令和 6 年度	3,007	1,246	701	1,948	64.78	39.85	
	令和 7 年度	3,799	1,058	1,368	2,426	63.86	49.91	
要 管 理 債 権	令和 5 年度	2,605	652	1,075	1,727	66.32	55.06	
	令和 6 年度	1,968	335	891	1,227	62.38	54.63	
	令和 7 年度	1,193	524	259	784	65.68	38.78	
	三月以上延滞債権	令和 5 年度	203	96	10	107	52.71	10.26
		令和 6 年度	35	32	2	35	100.00	100.00
		令和 7 年度	311	240	21	262	84.01	29.83
	貸出条件緩和債権	令和 5 年度	2,402	556	1,064	1,620	67.47	57.66
		令和 6 年度	1,932	302	889	1,192	61.69	54.57
		令和 7 年度	881	283	238	522	59.20	39.85
	小 計	令和 5 年度	5,424	2,058	1,656	3,715	68.49	49.22
		令和 6 年度	5,608	2,165	1,643	3,808	67.91	47.72
		令和 7 年度	5,661	2,218	1,659	3,878	68.51	48.21
正 常 債 権	令和 5 年度	299,604						
	令和 6 年度	323,398						
	令和 7 年度	335,412						
合 計	令和 5 年度	305,029						
	令和 6 年度	329,007						
	令和 7 年度	341,074						

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（1 に掲げるものを除く。）です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（1 及び 2 に掲げるものを除く。）です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1、2 及び 4 に掲げるものを除く。）です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（1、2 及び 3 に掲げるものを除く。）です。
7. 「担保・保証額(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の貸出金に係る未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものです。
10. 金額は決算後（償却後）の計数です。

有価証券、金銭の信託等の取得原価・ 貸借対照表計上額又は、時価及び評価損益

(単位：百万円、単位未満切り捨て)

種 類	項 目	令和 5 年度末	令和 6 年度末	令和 7 年度末
有価証券	取 得 原 価 (A)	179,986	152,783	150,427
	時 価 (B)	173,732	147,214	142,740
	評価損益 (B) - (A)	△6,253	△5,569	△7,686
金銭の 信 託	貸借対照表計上額 (A)	5,067	4,899	5,000
	時 価 (B)	5,067	4,899	5,000
	評価損益 (B) - (A)	—	—	—

(注)「時価」は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会：平成 11 年 1 月 22 日)に定める時価に基づいて表示しております。なお、時価のないものについては、取得原価で表示しております。

財産の状況に
関する事項

先物取引・オフバランス取引、外貨建資産

項 目	令和 5 年度末	令和 6 年度末	令和 7 年度末
先 物 取 引	該当ありません	該当ありません	該当ありません
オ フ バ ラ ン ス 取 引	同 上	同 上	同 上
外 貨 建 資 産	同 上	同 上	同 上

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円、単位未満切り捨て)

項 目	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	4,586	18	4,377	△208	3,887	△489
個別貸倒引当金	581	146	751	170	1,400	648
貸倒引当金合計	5,167	165	5,129	△38	5,288	158

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

貸出金償却額

(単位：百万円、単位未満切り捨て)

項 目	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
貸 出 金 償 却 額	234	451	1,043

【定性的な開示事項】

1. 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、及び利益剰余金等により構成されております。
 なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発 行 主 体	笠岡信用組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	2,864 百万円

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合はこれまで、内部留保による資本の積み上げを行うことにより自己資本を充実させ、自己資本比率は国内基準である 4% を大きく上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。

将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

3. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクをいいます。当組合は「信用リスク管理細則」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すと共に、信用リスクを認識する管理態勢を構築しています。信用リスクの評価につきましては、厳格な自己査定を実施しております。

信用リスク管理の状況については、必要に応じて理事会、常勤理事会を通して経営陣に報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当の計上基準」に基づき自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定すると共に、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の 4 つの機関を採用しています。ただし、本邦企業およびその子会社の発行する債券は、原則、国内格付機関を採用することとしております。

- ・ (株) 格付投資情報センター
- ・ (株) 日本格付研究所
- ・ スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ
- ・ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置であり、預金担保、不動産等担保、保証などが該当します。当組合では、融資に際して資金使途、返済原資、財務内容、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、補完的な位置付けと認識しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当組合が行う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、当組合が定める「事務取扱要領」等により、適切な事務取扱いおよび適正な評価を行っております。

また、割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証に関してお客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を行う場合があります。この際は、信用リスク削減方策の1つとして、当組合が定める「事務取扱要領」や各種約定書等に基づいて法的に有効であることを確認のうえ、事前の通知を省略して払戻充当いたします。

なお、自己資本比率で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、上場株式、有価証券等、保証として信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証、その他未担保預金等、貸出金と自組合預金の相殺として債務者の担保手続きがなされていない定期預金、日本銀行貸出支援基金の活用に係る「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」等が該当します。

5. 派生商品取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手が支払い不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。当組合では、お客様との派生商品取引はありません。

有価証券関連取引については、資金運用基準の中で定めている投資枠内での取引に限定しており、追加的な資産提供の可能性はありません。

以上により当該取引にかかる市場リスク及び信用リスク、双方とも適切なリスク管理に努めております。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当組合は投資家として証券化取引を行っています。証券化商品への投資は、当組合が定める「資金運用基準」により、投資枠内での取引に限定しています。

また、リスクの認識については、裏付資産の状況、適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するなど適切なリスク管理を行っております。

- (2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当組合は標準的手法を採用しております。

- (3) 証券化取引に関する会計方針

当取引の会計処理は、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正な処理を行っております。

- (4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しています。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・(株) 格付投資情報センター
- ・(株) 日本格付研究所
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

7. オペレーショナル・リスクに関する項目

- (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務の中で回避可能なリスクであり、当組合では「事務リスク管理細則」・「システムリスク管理細則」を制定し、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、リスクの顕在化の未然防止に努めています。

事務リスク管理については、「事務取扱要領」の遵守、システムリスクについては、会計監査人によるシステム監査を実施しており、管理態勢の強化に努めています。

その他のリスクについては、苦情相談部署設置による苦情に対する適切な処理、個人情報および情報セキュリティ体制の整備など、顧客保護の観点から管理体制整備に努めております。

- (2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当組合では、非上場株式、系統金融機関への出資金に関しては、当組合が定める「資金運用基準」に基づいて適正な運用を行っております。リスクの状況は、財務諸表をもとにした評価を定期的に行っております。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、金利の変動によって、金融機関等の財務状況が影響を受けるリスクをいいます。

有価証券勘定の金利リスクについては、担当部署である経理部がモニタリング資料を定期的にリスク管理委員会へ報告し、当委員会において資料の分析を行い、金利リスク管理の方針・対応を審議するなどリスク管理は適切に行っております。

(2) 当組合が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクに算定方法の概要

(単位：百万円)

IRRBB：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	8,292	6,014	357	378
2	下方パラレルシフト	0	0	△416	△154
3	スティープ化	7,815	5,435		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	382	0		
6	短期金利低下	0	1,707		
7	最大値	8,292	6,014	357	378
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	29,843		28,707	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

※△EVE とは、IRRBB のうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測され、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

※△NII とは、IRRBB のうち、金利ショックに対する算出基準日から 12 ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

自己資本の充実の状況（その2）

【定量的な開示事項】

（1）自己資本の構成に関する開示事項

（単位：百万円）

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額	25,597	26,603
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,727	2,864
うち、利益剰余金の額	23,029	23,906
うち、外部流出予定額（△）	158	167
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,130	3,254
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3,130	3,254
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	28,728	29,857
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	21	13
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	21	13
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	－	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	－	－

自己資本の充実の状況

(単位：百万円)

	令和 6 年度	令和 7 年度
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	21	13
自 己 資 本		
自己資本の額（ハ）＝（イ）－（ロ）	28,707	29,843
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセット額の合計額	250,437	260,373
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	10,727	11,207
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	261,165	271,580
自己資本比率		
自己資本比率（ハ）／（ニ）	10.99%	10.98%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第 6 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成 18 年金融庁告示第 22 号）」に基づいて開示しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

自己資本の充実の状況

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、 所要自己資本の額合計	259,894	10,395	250,437	10,017	260,373	10,414
①標準的手法が適用されるポートフォリオ ごとのエクスポージャー	259,636	10,385	250,414	10,016	260,353	10,414
(i) ソブリン向け	563	22	313	12	313	12
(ii) 金融機関向け	29,021	1,160	28,303	1,132	29,469	1,178
第一種金融商品取引業者及び保険 会社向け			7,725	309	7,206	288
(iii) カバード・ボンド向け			—	—	—	—
(iv) 法人等向け	84,993	3,399	67,271	2,690	65,595	2,623
(v) 中小企業等・個人向け	49,154	1,966				
(vi) 中堅中小企業等・個人向け			58,027	2,321	56,496	2,259
トランザクター向け			268	10	280	11
(vii) 抵当権付住宅ローン	6,620	264				
(viii) 不動産取得等事業向け	54,095	2,163				
(ix) 不動産関連向け			65,787	2,631	76,304	3,052
自己居住用不動産等向け			5,170	206	8,044	321
賃貸用不動産向け			60,301	2,412	67,763	2,710
事業用不動産関連向け			315	12	496	19
その他不動産関連向け			—	—	—	—
ADC 向け			—	—	—	—
(x) 劣後債権及びその他資本性証券等			3,308	132	4,009	160
(xi) 三月以上延滞等	660	26				
(xii) 延滞等向け			4,994	199	3,036	121
(xiii) 自己居住用不動産等向けエク スポージャーに係る延滞			131	5	94	3
(xiv) 信用保証協会等による保証付	—	—	2,173	86	2,196	87
(xv) 出資等	—	—				
出資等のエクスポージャー	—	—				
重要な出資のエクスポージャー	—	—				
(xvi) 株式等			1,394	55	3,855	154
(xvii) 重要な出資のエクスポージャー			—	—	—	—
(xviii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段 のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外 のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
(xix) 信用協同組合連合会の対象普通 出資等であってコア資本に係る 調整項目の額に算入されなかつ た部分に係るエクスポージャー	1,354	54	1,354	54	1,354	54
(xx) その他	33,172	1,326	17,354	694	17,627	705

自己資本の充実の状況

(単位：百万円)

	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
② 証券化エクスポージャー	257	10	9	0	6	0
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
④ 未決済取引			13	0	13	0
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—	—	—
⑥ CVA リスク相当額を八パーセントで除して得た額（簡便法）	—	—	—	—	—	—
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	9,060	362	10,727	429	11,207	448
BI			—		—	
BIC			—		—	
ハ. 単体総所要自己資本額（イ＋ロ）	268,954	10,758	261,165	10,446	271,580	10,863

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%

- 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
- 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 - ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
- 「その他」とは、(i) ～ (xx) に区分されないエクスポージャーです。具体的には有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産が含まれます。
- 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
- オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。（令和5年度計数）。

〈オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

- 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（令和6年度、令和7年度計数）。
- 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

自己資本の充実の状況

(3) 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な業種別の期末残高

〈業種別及び残存期間別〉

（単位：百万円）

業種区分 期間区分	エク スポ ー ジャ ー	信用リスクエクスポージャー期末残高									三月以上延滞 エクスポージャー		
					貸出金、コミット メント及びその他 のデリバティブ以 外のオフ・バラン ス取引			債 券					
		5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度
製 造 業		30,887	30,308	29,556	16,286	16,108	16,256	14,601	14,200	13,300	25	920	841
農 業 ・ 林 業		1,986	2,244	1,265	1,986	2,244	1,265	－	－	－	－	1,090	4
漁 業		557	1,573	1,664	557	1,573	1,664	－	－	－	－	－	－
鉱 業		1,297	1,320	1,328	1,297	1,320	1,328	－	－	－	－	－	－
建 設 業		29,810	29,469	29,649	28,210	28,269	28,449	1,600	1,200	1,200	175	422	1,754
電気・ガス・熱供給・水道業		12,397	13,292	13,199	3,300	4,194	4,601	9,097	9,097	8,598	－	－	284
情 報 通 信 業		3,897	3,403	3,630	997	1,003	1,230	2,900	2,400	2,400	－	－	－
運輸業・郵便業		19,784	21,816	22,490	18,184	18,916	19,090	1,600	2,900	3,400	8	19	81
卸売業・小売業		18,370	17,578	19,005	15,370	15,378	15,305	3,000	2,200	3,700	1	252	218
金融業・保険業		36,038	34,520	36,081	14,294	14,583	14,853	21,744	19,936	21,228	－	－	－
不 動 産 業		68,877	80,507	85,825	67,477	78,607	82,825	1,400	1,900	3,000	0	0	503
物 品 賃 貸 業		359	560	508	359	560	508	－	－	－	－	－	－
宿 泊 業		1,659	1,462	1,279	1,659	1,462	1,279	－	－	－	－	－	－
飲 食 業		3,083	3,002	2,887	3,083	3,002	2,887	－	－	－	8	43	67
生活関連サービス業・娯楽業		42	49	40	42	49	40	－	－	－	－	－	－
医療・福祉（学校含む）		604	1,198	1,331	604	1,198	1,331	－	－	－	－	12	11
その他のサービス業		17,736	19,249	22,066	16,339	17,351	20,166	1,396	1,898	1,899	30	24	13
国・地方公共団体		134,790	132,024	128,666	47,647	52,817	54,623	87,142	79,206	74,043	－	－	－
個 人		65,296	75,994	80,147	65,296	75,994	80,147	－	－	－	331	358	425
投 信 そ の 他		107,420	95,299	97,808	66,916	72,455	75,151	40,503	22,843	22,656	1	18	3
業 種 別 合 計		554,899	564,875	578,435	369,913	407,091	423,007	184,986	157,783	155,427	581	3,163	4,209
1 年 以 下		273,126	290,431	273,256	220,921	243,860	245,387	52,205	46,570	27,868			
1 年 超 5 年 以 下		124,538	137,704	158,357	81,761	91,690	93,510	42,776	46,013	64,847			
5 年 超 10 年 以 下		79,094	81,067	87,399	51,742	58,929	63,277	27,351	22,137	24,122			
1 0 年 超		37,351	32,603	36,192	15,202	12,384	20,260	22,149	20,218	15,932			
期間の定めのないもの		40,788	23,069	23,227	285	225	570	40,503	22,843	22,656			
残存期間別合計		554,899	564,875	578,435	369,913	407,091	423,007	184,986	157,783	155,427			

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
5. CVA リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

自己資本の充実の状況

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	令和 5 年度	4,567	18	－	4,586
	令和 6 年度	4,586	－	208	4,377
	令和 7 年度	4,377	－	489	3,887
個別貸倒引当金	令和 5 年度	434	146	－	581
	令和 6 年度	581	170	－	751
	令和 7 年度	751	648	－	1,400
合 計	令和 5 年度	5,002	165	－	5,167
	令和 6 年度	5,167	170	208	5,129
	令和 7 年度	5,129	648	489	5,288

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個 別 貸 倒 引 当 金									貸出金償却		
	期 首 残 高			当期増減額			期 末 残 高					
	5 年度	6 年度	7 年度	5 年度	6 年度	7 年度	5 年度	6 年度	7 年度	5 年度	6 年度	7 年度
製 造 業	296	278	284	△22	6	△13	273	284	271	－	110	1
農 業	0	0	225	0	225	△225	－	225	－	－	－	782
林 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
漁 業	0	0	－	△0	0	－	－	－	－	－	－	－
鉱 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建 設 業	38	165	117	126	△47	795	165	117	913	－	210	86
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
情 報 通 信 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
運 輸 業	10	8	5	△1	△3	6	8	5	12	64	34	59
卸 売 業 ・ 小 売 業	70	65	64	△1	0	△12	69	64	52	54	72	20
金 融 ・ 保 険 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不 動 産 業	－	5	0	5	△5	98	5	0	99	12	14	－
各 種 サ ー ビ ス	2	19	8	12	△10	6	15	8	14	44	13	7
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個 人	14	39	44	28	4	△7	42	44	37	59	79	84
合 計	434	581	751	146	170	648	581	751	1,400	234	535	1,043

(注) 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

自己資本の充実の状況

二、標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（％）
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		令和 6 年度					
現金		6,661	－	6,661	－	0	0％
我が国の中央政府及び中央銀行向け		65,938	－	65,938	－	0	0％
外国の中央政府及び中央銀行向け		1,000	－	1,000	－	200	20％
国際決済銀行等向け		－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け		65,160	200	65,160	20	0	0％
外国の中央政府等以外の公共部門向け		567	－	567	－	113	20％
国際開発銀行向け		－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機関向け		－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け		－	－	－	－	－	－
地方三公社向け		－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		125,912	27,315	12,912	27,315	28,303	18％
	第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	23,022	594	23,022	594	7,725	33％
カバード・ボンド向け		－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）		103,119	5,358	102,825	1,212	67,271	65％
	特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け		76,436	73,045	75,194	1,279	58,027	76％
	トランザクター向け	－	8,233	－	596	268	45％
不動産関連向け		99,301	－	99,240	－	65,787	66％
	自己居住用不動産等向け	9,789	－	9,767	－	5,170	53％
	賃貸用不動産向け	88,210	－	88,171	－	60,301	68％
	事業用不動産関連向け	1,301	－	1,301	－	315	24％
	その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－
	ADC 向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等		3,308	－	3,308	－	3,308	100％
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）		3,911	301	3,911	8	4,994	128％
自己住居用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		165	－	165	－	131	79％
取立未済手形		67	－	67	－	13	20％
信用保証協会等による保証付		21,797	－	21,795	－	2,173	10％
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		－	－	－	－	－	－
株式等		1,394	－	1,394	－	1,394	100％
合計						231,719	

自己資本の充実の状況

(単位：百万円)

		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（％）
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		令和 7 年度					
現金		8,735	－	8,735	－	0	0％
我が国の中央政府及び中央銀行向け		61,737	－	61,737	－	0	0％
外国の中央政府及び中央銀行向け		1,000	－	1,000	－	200	20％
国際決済銀行等向け		－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け		66,030	200	66,030	20	0	0％
外国の中央政府等以外の公共部門向け		566	－	566	－	113	20％
国際開発銀行向け		－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機関向け		－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け		－	－	－	－	－	－
地方三公社向け		－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		133,917	10,219	133,917	10,219	29,469	20％
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		23,216	122	23,216	122	7,206	31％
カバード・ボンド向け		－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）		104,537	5,129	104,150	1,236	65,595	62％
特定貸付債権向け		－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け		74,312	75,771	73,128	1,254	56,496	76％
トランザクター向け		－	8,573	－	623	280	45％
不動産関連向け		111,878	－	111,667	－	76,304	68％
自己居住用不動産等向け		14,800	－	14,754	－	8,044	55％
賃貸用不動産向け		94,871	－	94,706	－	67,763	72％
事業用不動産関連向け		2,205	－	2,205	－	496	22％
その他不動産関連向け		－	－	－	－	－	－
ADC 向け		－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等		4,009	－	4,009	－	4,009	100％
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）		2,784	326	2,784	1	3,036	109％
自己住居用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		127	－	127	－	94	74％
取立未済手形		67	－	67	－	13	20％
信用保証協会等による保証付		22,017	－	22,011	－	2,196	10％
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		－	－	－	－	－	－
株式等		2,966	－	2,966	－	3,855	130％
合計						241,384	

- (注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。
2. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。



自己資本の充実の状況

ホ、標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと
並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）								
		令和 6 年度								
信用リスク削減手法		0%	10%	20%	50%	150%	250%	その他	合計	
資産クラス										
現金		6,661	－	－	－	－	－	－	6,661	
我が国の中央政府及び中央銀行向け		65,938	－	－	－	－	－	－	65,938	
外国の中央政府及び中央銀行向け		－	－	1,000	－	－	－	－	1,000	
国際決済銀行等向け		－	－	－	－	－	－	－	－	
我が国の地方公共団体向け		65,180	－	－	－	－	－	－	65,180	
外国の中央政府等以外の公共部門向け		－	－	567	－	－	－	－	567	
国際開発銀行向け		－	－	－	－	－	－	－	－	
地方公共団体金融機関向け		－	－	－	－	－	－	－	－	
我が国の政府関係機関向け		－	－	－	－	－	－	－	－	
地方三公社向け		－	－	－	－	－	－	－	－	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		20%	30%	35%	50%	75%	85%	100%	合計	
		106,166	5,227	13,514	28,319				153,228	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		3,276	5,227	13,514	1,598				23,617	
カバード・ボンド向け		－	－	－	－	－	－	－	－	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）		26,121			12,718	300	62,894	2,002	104,037	
特定貸付債権向け		－	－	－	－	－	－	－	－	
中堅中小企業等向け及び個人向け		10%	30%	45%	50%	75%	100%	その他	合計	
		296	－	596	－	71,456	4,124	－	76,474	
トランザクター向け		－	－	596	－	－	－	－	596	
不動産関連向け		10%	20%	25%	30%	35%	40%	45%		
		898	1,595	416	2,274	2,077	631		12,845	
		50%	60%	70%	75%	105%	150%		合計	
		1,987	18,295	797	51,951	3,964	1,504		99,240	
	自己居住用不動産等向け	10%	20%	25%	30%	40%	50%	70%	75%	合計
		898	393	416	683	631	1,987	797	3,958	9,767
	賃貸用不動産向け	10%	30%	35%	45%	60%	75%	105%	150%	合計
		－	1,590	2,077	12,845	18,295	47,892	3,964	1,504	88,171
		0%	10%	20%	75%	100%	150%		合計	
	事業用不動産関連向け	－	－	1,201	100	－	－	－	1,301	
	その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	
	ADC 向け	－	－	－	－	－	－	－	－	

自己資本の充実の状況

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）						
	令和 6 年度						
信用リスク削減手法 資産クラス	0%	10%	20%	100%	150%	250%	合計
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	3,308	－	－	3,308
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	－	－	－	1,745	2,174	－	3,920
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	38	－	127	－	－	165
取立未決済手形	－	－	67	－	－	－	67
信用保証協会等による保証付	62	21,732	－	－	－	－	21,795
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－	－
株式等	－	－	－	－	－	1,394	1,394
合 計	0%	10%	20%	25%	30%	35%	－
	137,843	22,965	135,518	416	7,502	15,592	－
	40%	45%	50%	60%	70%	75%	－
	631	13,442	43,024	18,295	797	123,709	－
	85%	100%	105%	150%	250%	－	－
	62,894	11,307	3,964	3,679	1,394	－	602,979

自己資本の充実の
状況

自己資本の充実の状況

(単位：百万円)

		資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）								
		令和 7 年度								
信用リスク削減手法		0%	10%	20%	50%	150%	250%	その他	合計	
資産クラス										
現金		8,735	－	－	－	－	－	－	8,735	
我が国の中央政府及び中央銀行向け		61,737	－	－	－	－	－	－	61,737	
外国の中央政府及び中央銀行向け		－	－	1,000	－	－	－	－	1,000	
国際決済銀行等向け		－	－	－	－	－	－	－	－	
我が国の地方公共団体向け		66,230	－	－	－	－	－	－	66,230	
外国の中央政府等以外の公共部門向け		－	－	566	－	－	－	－	566	
国際開発銀行向け		－	－	－	－	－	－	－	－	
地方公共団体金融機関向け		－	－	－	－	－	－	－	－	
我が国の政府関係機関向け		－	－	－	－	－	－	－	－	
地方三公社向け		－	－	－	－	－	－	－	－	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		20%	30%	35%	50%	75%	85%	100%	合計	
		112,804	7,095	13,515	624				134,040	
	第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,103	7,095	13,515	624				23,339	
カバード・ボンド向け		－	－	－	－	－	－	－	－	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）		10%	20%	35%	50%	75%	85%	100%	合計	
		499	30,843		10,515	300	62,227	1,000	105,387	
特定貸付債権向け		－	－	－	－	－	－	－	－	
中堅中小企業等向け及び個人向け		10%	30%	45%	50%	75%	100%	その他	合計	
		268	－	623	－	69,208	4,282	－	74,382	
	トランザクター向け	－	－	623	－	－	－	－	623	
不動産関連向け		10%	20%	25%	30%	35%	40%	45%		
		768	2,738	497	3,176	1,888	1,441	12,342		
		50%	60%	70%	75%	105%	150%	合計		
		2,955	21,496	3,148	48,133	9,973	3,105	111,667		
	自己居住用不動産等向け	10%	20%	25%	30%	40%	50%	70%	75%	合計
		768	632	497	1,165	1,441	2,955	3,148	4,145	14,754
	賃貸用不動産向け	10%	30%	35%	45%	60%	75%	105%	150%	合計
		－	2,011	1,888	12,342	21,496	43,888	9,973	3,105	94,706
		0%	10%	20%	75%	100%	150%	合計		
	事業用不動産関連向け	－	－	2,105	100	－	－	－	2,205	
	その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	
	ADC 向け	－	－	－	－	－	－	－	－	

自己資本の充実の状況

自己資本の充実の状況

(単位：百万円)

	資産の額及び 6.与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）								
	令和 7 年度								
信用リスク削減手法 資産クラス	0%	10%	20%	50%	100%	110%	150%	250%	合計
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	3,627	－	－	3,627
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	－	－	－	577	1,129	－	1,079	－	2,785
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	37	－	－	90	－	－	－	127
取立未決済手形	－	－	67	－	－	－	－	－	67
信用保証協会等による保証付	42	21,969	－	－	－	－	－	－	22,011
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式等	－	－	－	－	－	－	－	2,966	2,966
合 計	0%	10%	20%	25%	30%	35%	40%	45%	－
	136,746	23,543	148,021	497	10,271	15,404	1,441	12,965	－
	50%	60%	70%	75%	85%	100%	105%	110%	－
	14,672	21,496	3,148	117,643	62,227	6,502	9,973	3,627	－
	150%	250%	－	－	－	－	－	－	－
	4,184	2,966	－	－	－	－	－	－	595,335

自己資本の充実の
状況

自己資本の充実の状況

へ、リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分（％）	CCF・信用リスク削減効果適用前				CCFの加重平均値 （％）		資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）	
	オン・バランス 資産項目		オフ・バランス 資産項目					
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
40％未満	315,876	334,988	200	200	10.0％	10.0％	315,882	334,971
40％～70％	73,000	70,297	35,549	18,894	－	－	102,537	81,006
75％	124,229	118,176	64,349	66,742	1.0％	10.0％	123,709	117,643
80％	－	－	－	－	－	－	－	－
85％	61,976	61,378	5,358	5,129	23.0％	24.0％	62,894	62,227
90％～100％	19,123	11,169	676	680	1.0％	7.0％	19,074	11,126
105％～130％	3,964	17,659	－	－	－	－	3,964	17,659
150％	3,693	4,206	86	－	10.0％	－	3,679	4,184
250％	1,692	3,300	－	－	－	－	1,692	3,300
400％	－	－	－	－	－	－	－	－
1,250％	－	－	－	－	－	－	－	－
そ の 他	－	－	－	－	－	－	－	－
合 計	603,558	621,176	106,220	91,646	－	－	633,435	632,119

(注) 1. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保			保 証			クレジット・デリバティブ		
	5 年度	6 年度	7 年度	5 年度	6 年度	7 年度	5 年度	6 年度	7 年度
信用リスク削減手法が適用 されたエクスポージャー	205,840	198,092	250,932	—	—	—	—	—	—
① ソブリン向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
② 金融機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け		—			—	—		—	—
③ カバード・ボンド		—	—		—	—		—	—
④ 法人等向け	67,882	83,587	83,289	—	—	—	—	—	—
⑤ 中小企業等・個人向け	65,644			—			—		
⑥ 中堅中小企業・個人向け		55,484	53,051			—		—	—
⑦ 抵当権付住宅ローン	18,659			—			—	—	
⑧ 不動産取得等事業向け	53,654			—			—	—	
⑨ 不動産関連向け		37,288	92,621		—	—			—
自己居住用不動産等向け		4,642	9,899		—	—			—
賃貸用不動産向け		32,645	82,721		—	—			—
事業用不動産関連向け		—	—		—	—			—
その他不動産関連向け		—	—		—	—			—
ADC 向け		—	—		—	—			—
⑩ 劣後債権及びその他資本性 証券等		—	—		—	—		—	—
⑪ 三月以上延滞等	—			—			—	—	
⑫ 延滞等向け		—	—		—	—			—
⑬ 自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞		—	—		—	—			—
⑭ 信用保証協会等による保証付		21,732	21,969		—	—			—
⑮ 出資等	—			—			—	—	
出資等のエクスポージャー	—			—			—	—	
重要な出資のエクスポージャー	—			—			—	—	
⑯ 株式等		—	—		—	—			—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）、第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。

(5) 派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項

当組合は、派生商品取引は該当ありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合

当組合は、該当していません

自己資本の充実の状況

ロ. 投資家の場合

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 (単位：百万円)

	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	168	－	48	－	31	－
(i) カードローン	－	－	－	－	－	－
(ii) 住宅ローン	168	－	48	－	31	－
(iii) 自動車ローン	－	－	－	－	－	－

(注) 1. 再証券化エクスポージャーは保有しておりません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等 (単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高						所要自己資本の額					
	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度		令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
15%未満	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
50%未満	168	－	48	－	31	－	1	－	1	－	1	－
100%未満	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
250%未満	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
400%未満	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
1,250%未満	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
1,250%	－	－	－	－	－	－						
(i) カードローン	－	－	－	－	－	－						
(ii) 住宅ローン	－	－	－	－	－	－						
(iii) 自動車ローン	－	－	－	－	－	－						

(注) 1. 所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%
2. 「1,250%」欄の (i) ～ (iii) は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。
3. 再証券化エクスポージャーは保有しておりません。

(7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区分	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	1,118	1,118	1,010	1,010	2,565	2,565
非上場株式等	2,083	2,083	368	368	368	368
合 計	3,202	3,202	1,379	1,379	2,934	2,934

(注) 1. 投資信託については、貸借対照表の注記に記載しております。

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
売 却 益	666	716	922
売 却 損	82	373	166
償 却	－	－	－

(注) 1. 投資信託にかかる売買損益は含まれておりません。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位：百万円)

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
評 価 損 益	△137	△15	△31

(注) 1. 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

当組合は該当ありません。

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

当組合は該当ありません。

1. 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）の報酬体系を開示しております。
対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払に関して、主として決定方法、決定時期、支払時期等を規程で定めております。

(2) 役員に対する報酬

（単位：百万円）

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	102	120
監 事	11	24
合 計	114	144

- 注 1. 左記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第 15 条別紙様式第 4 号「附属明細書」における役員に対する報酬です。
2. 支払人数は、理事 13 名、監事 3 名です。
3. 使用人兼務理事 4 名の使用人分の報酬（賞与を含む）は、31 百万円です。
4. 上記以外に支払った役員賞与金は理事 15 百万円、監事 1 百万円です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第 69 条第 1 項第 6 号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成 24 年 3 月 29 日付金融庁告示第 23 号) 第 3 条第 1 項第 3 号及び第 5 号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受け取る者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和 7 年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注 1. 対象職員等には、期中に退任・退職をした者も含めております。

2. 「同等額」は、令和 7 年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 当組合の職員の給与、賞与、及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに関与しないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

主要な経営指標の推移

(単位：百万円 単位未満切り捨て)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
経 常 収 益	6,494	7,221	8,303	8,843	10,573
経 常 利 益	1,450	1,155	1,458	1,393	1,379
当 期 純 利 益	1,079	878	1,005	1,035	1,036
預 金 積 金 残 高	523,022	555,626	587,782	568,373	587,669
貸 出 金 残 高	245,172	272,217	304,591	327,572	339,595
有 価 証 券 残 高	157,544	163,578	174,050	147,926	143,876
総 資 産 額	716,529	781,970	849,340	792,629	750,469
純 資 産 額	20,698	19,428	20,446	22,205	22,079
自己資本比率（単体）	10.76%	10.35	10.32	10.99	10.98
出 資 総 額	2,131	2,315	2,552	2,727	2,864
出 資 総 口 数	2,131,213	2,315,561	2,552,841	2,727,531	2,864,387
出 資 に 対 す る 配 当 金	121	133	146	158	167
職 員 数	270 人	269 人	276 人	280 人	292 人

- (注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。
2. 出資 1 口の金額は、1,000 円となっています。

出資に対する配当率（年率%）

項 目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
配 当 率	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %

業務粗利益及び業務純益等

(単位：千円 単位未満切り捨て)

項 目	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
資 金 運 用 収 益	6,423,576	7,160,201	8,338,678
資 金 調 達 費 用	644,374	887,860	1,528,549
資 金 運 用 収 支	5,779,201	6,272,341	6,810,128
役 務 取 引 等 収 益	230,842	232,064	245,353
役 務 取 引 等 費 用	560,267	610,229	616,403
役 務 取 引 等 収 支	△329,424	△378,164	△371,049
そ の 他 業 務 収 益	146,612	60,088	145,825
そ の 他 業 務 費 用	996,985	1,024,082	657,195
そ の 他 の 業 務 収 支	△850,373	△963,993	△511,369
業 務 粗 利 益	4,603,527	4,935,737	5,937,912
業 務 粗 利 益 率	0.57%	0.60%	0.77%
業 務 純 益	1,423,150	1,787,725	2,866,334
実 質 業 務 純 益	1,441,709	1,579,238	2,376,565
コ ア 業 務 純 益	2,311,940	2,567,472	2,934,454
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く)	2,109,807	2,284,191	2,720,427

資金運用勘定、 調達勘定の平均残高、利息、利回り

(単位：平均残高は百万円、利息は千円 単位未満切り捨て)

科 目	令和 5 年度			令和 6 年度			令和 7 年度		
	平均残高	利 息	利回 (%)	平均残高	利 息	利回 (%)	平均残高	利 息	利回 (%)
貸 出 金	287,378	4,806,029	1.67	317,824	5,327,764	1.67	332,657	6,134,606	1.84
(内、金融機関貸付金)	(13,500)	(57,648)	(0.42)	(13,500)	(60,533)	(0.44)	(13,500)	(66,328)	(0.49)
預 け 金	373,716	409,723	0.10	373,481	633,539	0.16	310,470	1,075,468	0.34
買入金銭債権	212	2,953	1.38	91	1,365	1.49	40	799	1.99
有 価 証 券	132,810	1,065,115	0.80	125,566	1,118,724	0.89	119,208	1,089,488	0.91
そ の 他	1,354	139,753	10.31	1,354	78,807	5.81	1,354	38,316	2.82
資金運用勘定計	795,472	6,423,576	0.80	818,318	7,160,201	0.87	763,730	8,338,678	1.09
預 金 積 金	565,768	644,741	0.11	581,510	887,664	0.15	571,851	1,528,377	0.26
借 用 金	215,487	△565	△0.00	223,216	-	0.00	176,218	-	0.00
そ の 他	39	198	0.50	39	195	0.49	34	172	0.49
資金調達勘定計	776,295	644,374	0.08	799,762	887,860	0.11	743,111	1,528,549	0.20

資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（令和 5 年度 5,000 百万円、令和 6 年度 5,003 百万円、令和 7 年度 4,993 百万円）を控除して表示しております。

受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円 単位未満切り捨て)

項 目	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
受 取 利 息 の 増 減	283,743	736,625	1,178,477
支 払 利 息 の 増 減	87,640	243,486	640,689

役務取引の状況

(単位：千円 単位未満切り捨て)

科 目	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
役 務 取 引 等 収 益	230,842	232,064	245,353
受 入 為 替 手 数 料	84,979	86,481	85,781
その他の受入手数料	145,862	145,583	159,572
役 務 取 引 等 費 用	560,267	610,229	616,403
支 払 為 替 手 数 料	33,398	37,182	39,895
その他の支払手数料	223,219	220,235	190,821
その他の役務費用	303,649	352,811	385,685

その他業務取引の内訳

(単位：千円 単位未満切り捨て)

科 目	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
そ の 他 業 務 収 益	146,612	60,088	145,825
国 債 等 債 券 売 却 益	126,261	32,585	92,502
国 債 等 債 券 償 還 益	465	3,235	6,247
そ の 他 の 業 務 収 益	19,885	24,266	47,075
そ の 他 業 務 費 用	996,985	1,024,082	657,195
国 債 等 債 券 売 却 損	763,837	324,524	376,754
国 債 等 債 券 償 還 損	233,121	699,530	279,883
そ の 他 の 業 務 費 用	26	27	556

経費の内訳

(単位：千円 単位未満切り捨て)

科 目	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
人 件 費	1,946,483	2,016,991	2,171,418
報 酬 給 料 手 当	1,532,195	1,576,143	1,684,030
賞与引当金純繰入額	△7,722	△6,723	22,857
退 職 給 付 費 用	150,557	185,218	174,962
社 会 保 険 料 等	271,452	262,352	289,569
物 件 費	1,115,900	1,195,050	1,260,309
事 務 費	493,770	499,674	550,585
固 定 資 産 費	142,731	174,468	187,550
事 業 費	105,187	130,189	126,922
人 事 厚 生 費	34,924	37,375	37,421
預 金 保 険 料	75,342	79,893	82,280
そ の 他	263,944	273,448	275,548
税 金	134,248	144,001	156,578
経 費 合 計	3,196,633	3,356,043	3,588,306

職員 1 人当り預金・貸金、1 店舗当り預金・貸金

(単位：千円 単位未満切り捨て)

区 分	令和 5 年度末	令和 6 年度末	令和 7 年度末
職員 1 人当りの預金残高	2,129,644	2,029,905	2,012,567
職員 1 人当りの貸出金残高	1,103,593	1,169,902	1,162,998
1 店舗当りの預金残高	34,575,412	33,433,737	34,568,810
1 店舗当りの貸出金残高	17,917,159	19,268,976	19,976,204

諸比率・利回り

項 目	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.18%	0.16%	0.17%
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.12	0.12	0.13
資 金 運 用 利 回	0.80	0.87	1.09
資 金 調 達 原 価 率	0.48	0.53	0.68
総 資 金 利 鞘	0.32	0.34	0.41
預 貸 率	期 中 平 均	50.79	54.65
	期 末	51.82	57.63
預 証 率	期 中 平 均	23.47	21.59
	期 末	29.61	26.02

(注) 総資産経常（当期純）利益率 = $\frac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$

預金科目別平均残高

(単位：百万円 単位未満切り捨て)

科 目	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
	金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)
流 動 性 預 金	105,399	18.6	109,252	18.7	109,049	19.0
当 座 預 金	1,512	0.2	1,420	0.2	1,331	0.2
普 通 預 金	103,404	18.2	107,293	18.4	107,174	18.7
貯 蓄 預 金	97	0.0	82	0.0	69	0.0
通 知 預 金	14	0.0	34	0.0	24	0.0
別 段 預 金	359	0.0	411	0.0	441	0.0
納 税 準 備 預 金	9	0.0	10	0.0	8	0.0
定 期 性 預 金	460,369	81.3	472,257	81.2	462,802	80.9
定 期 預 金	436,468	77.1	449,191	77.2	441,522	77.2
定 期 積 金	23,900	4.2	23,066	3.9	21,279	3.7
合 計	565,768	100.0	581,510	100.0	571,851	100.0

(注) 外貨預金、譲渡性預金は取扱いがありません。

金利種類別定期預金残高

(単位：百万円 単位未満切り捨て)

区 分	令和 5 年度末	令和 6 年度末	令和 7 年度末
固 定 金 利	451,029	419,707	443,581
変 動 金 利	14	11	0
そ の 他	—	—	—
合 計	451,043	419,718	443,582

財形貯蓄残高

(単位：百万円 単位未満切り捨て)

項 目	令和 5 年度末	令和 6 年度末	令和 7 年度末
財 形 貯 蓄	831	779	685

預金者別預金残高

(単位：百万円 単位未満切り捨て)

区 分	令和 5 年度末		令和 6 年度末		令和 7 年度末	
	金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)
個 人	441,125	75.0	455,143	80.1	471,614	80.2
法 人	146,656	24.9	113,230	19.9	116,055	19.7
一 般 法 人	61,108	10.3	67,896	11.9	61,767	10.5
金 融 機 関	215	0.0	261	0.0	182	0.0
公 金	85,332	14.5	45,073	7.9	54,105	9.2
合 計	587,782	100.0	568,373	100.0	587,669	100.0

貸出金種類別平均残高

(単位：百万円 単位未満切り捨て)

科 目	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
	金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)
割 引 手 形	486	0.1	476	0.1	309	0.0
手 形 貸 付	16,639	5.7	18,907	5.9	18,795	5.6
証 書 貸 付	264,175	91.9	292,450	92.0	307,393	92.4
当 座 貸 越	6,077	2.1	5,991	1.8	6,158	1.8
合 計	287,378	100.0	317,824	100.0	332,657	100.0

固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高

(単位：百万円 単位未満切り捨て)

区 分	令和 5 年度末	令和 6 年度末	令和 7 年度末
固 定 金 利	186,284	208,534	233,126
変 動 金 利	118,306	119,037	106,468
合 計	304,591	327,572	339,595

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円 単位未満切り捨て)

区 分	令和 5 年度末		令和 6 年度末		令和 7 年度末	
	金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)
消 費 者 ロ ー ン	2,954	5.6	3,100	5.5	3,301	5.6
住 宅 ロ ー ン	49,137	94.3	52,587	94.4	54,860	94.3
合 計	52,091	100.0	55,688	100.0	58,161	100.0



貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円 単位未満切り捨て)

業 種 別	令和 5 年度末		令和 6 年度末		令和 7 年度末	
	金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)
製 造 業	16,286	5.3	15,994	4.8	16,157	4.7
農 業 ・ 林 業	1,982	0.6	2,172	0.6	1,182	0.3
漁 業	557	0.1	1,561	0.4	1,653	0.4
鉱業・採石業・砂利採取業	1,297	0.4	1,319	0.4	1,327	0.3
建 設 業	28,176	9.2	28,093	8.5	28,264	8.3
電気・ガス・熱供給・水道業	3,300	1.0	3,137	0.9	3,542	1.0
情 報 通 信 業	997	0.3	1,003	0.3	1,230	0.3
運 輸 業 ・ 郵 便 業	18,114	5.9	18,827	5.7	19,020	5.6
卸 売 業 ・ 小 売 業	15,370	5.0	15,222	4.6	15,146	4.4
金 融 業 ・ 保 険 業	14,294	4.6	14,583	4.4	14,852	4.3
不 動 産 業	67,477	22.1	78,539	23.9	82,741	24.3
物 品 賃 貸 業	359	0.1	560	0.1	507	0.1
学術研究・専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	1,659	0.5	1,461	0.4	1,279	0.3
飲 食 業	3,083	1.0	2,982	0.9	2,868	0.8
生活関連サービス・娯楽業	42	0.0	49	0.0	40	0.0
教 育 ・ 学 習 支 援 業	581	0.1	600	0.1	569	0.1
医 療 ・ 福 祉	604	0.1	554	0.1	742	0.2
そ の 他 の サ ー ビ ス	17,107	5.6	17,975	5.4	20,014	5.8
そ の 他 の 産 業	351	0.1	392	0.1	359	0.1
小 計	191,647	62.9	205,033	62.5	211,502	62.2
地 方 公 共 団 体	47,647	15.6	52,797	16.1	54,603	16.0
雇用・能力開発機構等	—	—	—	—	—	—
個人（住宅・消費・納税資金等）	65,297	21.4	69,741	21.2	73,490	21.6
合 計	304,591	100.0	327,572	100.0	339,595	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金担保別残高

(単位：百万円 単位未満切り捨て)

区 分	令和 5 年度末		令和 6 年度末		令和 7 年度末	
	金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)
当 組 合 預 金 積 金	1,450	0.4	1,325	0.4	1,364	0.4
有 価 証 券	4	0.0	2	0.0	2	0.0
動 産	—	—	—	—	—	—
不 動 産	40,961	13.4	43,953	13.4	46,425	13.6
そ の 他	76,205	25.0	85,904	26.2	91,554	26.9
小 計	118,623	38.9	131,185	40.0	139,347	41.0
信用保証協会・信用保険	25,352	8.3	24,949	7.6	25,906	7.6
保 証	160,616	52.7	171,436	52.3	174,341	51.3
信 用	—	—	—	—	—	—
合 計	304,591	100.0	327,572	100.0	339,595	100.0

債務保証見返担保別残高

(単位：百万円 単位未満切り捨て)

区 分	令和 5 年度末	令和 6 年度末	令和 7 年度末
預 金 担 保	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	—	—	—
そ の 他	104	1,132	1,157
小 計	104	1,132	1,157
信用保証協会・信用保険	—	—	—
保 証	72	70	60
信 用	—	—	—
合 計	177	1,202	1,218

貸出金使途別残高

(単位：百万円 単位未満切り捨て)

区 分	令和 5 年度末		令和 6 年度末		令和 7 年度末	
	金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)
運 転 資 金	118,042	38.7	122,623	37.4	128,459	37.8
設 備 資 金	186,548	61.2	204,949	62.5	211,136	62.1
合 計	304,591	100.0	327,572	100.0	339,595	100.0

有価証券種類別の残存期間別残高

【令和 5 年度末】

(単位：百万円 単位未満切り捨て)

	1 年 以 内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	1 0 年 超
国 債	50,002	10,004	10,823	—
地 方 債	—	1,858	—	10,782
社 債	—	26,780	7,267	5,831
外 国 証 券	2,193	3,997	7,889	4,578
買 入 金 銭 債 権	100	—	—	68
合 計	52,295	42,640	25,979	21,260

【令和 6 年度末】

(単位：百万円 単位未満切り捨て)

	1 年 以 内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	1 0 年 超
国 債	41,000	11,000	12,000	—
地 方 債	—	1,820	—	10,491
社 債	5,600	27,000	4,500	5,200
外 国 証 券	—	6,200	4,500	4,450
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	48
合 計	46,600	46,020	21,000	20,189

【令和 7 年度末】

(単位：百万円 単位未満切り捨て)

	1 年 以 内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	1 0 年 超
国 債	20,000	25,000	15,000	—
地 方 債	—	1,760	500	9,113
社 債	6,100	32,400	1,700	5,100
外 国 証 券	1,500	5,700	6,000	1,950
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	31
合 計	27,600	64,860	23,200	16,195

有価証券種類別平均残高

(単位：百万円 単位未満切り捨て)

区 分	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
	金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)
国 債	19,041	14.3	23,159	18.4	30,935	25.9
地 方 債	15,360	11.5	12,891	10.2	11,762	9.8
社 債	39,771	29.9	40,691	32.4	44,432	37.2
株 式	2,613	1.9	2,498	1.9	2,377	1.9
外 国 証 券	19,160	14.4	17,299	13.7	15,235	12.7
そ の 他 の 証 券	36,862	27.7	29,026	23.1	14,465	12.1
合 計	132,810	100.0	125,566	100.0	119,208	100.0

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

代理貸付業務残高の内訳

(単位：百万円 単位未満切り捨て)

区 分	令和 5 年度末	令和 6 年度末	令和 7 年度末
全国信用協同組合連合会	—	—	—
商 工 組 合 中 央 金 庫	69	67	58
日本政策金融公庫(中小企業事業)	—	—	—
日本政策金融公庫(国民生活事業)	0	—	—
日本政策金融公庫(農林水産事業)	35	31	27
独立行政法人住宅金融支援機構	1,811	1,751	1,653
独立行政法人福祉医療機構	15	14	12
そ の 他	—	—	—
合 計	1,932	1,864	1,752

内国為替業務取扱実績

(単位：百万円 単位未満切り捨て)

区 分		令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込	他の金融機関向け	467,046	317,046	475,560	321,037	472,798	289,938
	他の金融機関から	471,488	315,802	491,425	279,094	500,201	297,105
代金取立	他の金融機関向け	27	225	4	120	8	144
	他の金融機関から	5	22	2	0	2	11

(注) 外国為替の取扱いは全信組連を通じて取扱っております。

証券業務窓販実績

(単位：百万円 単位未満切り捨て)

項 目	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
利 付 国 債	—	—	—
個 人 向 け 国 債	—	77	123
投 資 信 託	—	—	—
合 計	0	77	123

公共債ディーリング実績

取扱いしていません。

手数料のご案内（令和8年6月1日現在）

【為替手数料】

			3万円未満	3万円以上
振込手数料	窓口振込	当組合本支店あて	330円	550円
		その他銀行あて	660円	880円
		文書扱の場合も同額とします	—	—
	A T M	当組合本支店あて	無料	無料
		その他銀行あて	440円	550円
		当組合本支店あて	220円	440円
		その他銀行あて	550円	770円
	インターネットバンキング	当組合本支店あて	無料	無料
		その他銀行あて	220円	330円
	自動送金	当組合本支店あて	無料	無料
		その他銀行あて	440円	660円
代金取立	他行宛 給与振込	窓口扱い（給与振込契約企業先）	220円	
		法人向けインターネットバンキング先	110円	
	当組合	自店が支払場所	440円	
		自店以外の支払場所	440円	
		全国一律	440円	
その他	振込、取立手形の組戻料	不渡手形返却料	660円	

※ A T M による振込の場合、左記振込手数料のほかに別途 A T M のご利用手数料がかかります。

【その他の手数料】

通帳証書再発行		1,100円
カード再発行		1,100円
残高証明書発行	(1通につき)	550円
取引履歴		550円
国債振込口座（窓販分）		無料
貸金庫（1庫につき年間）		5,500円
自動貸金庫 (1庫につき年間)	サイズ：高 10×幅 26×奥行 35cm	9,240円
	サイズ：高 14×幅 26×奥行 35cm	13,200円
	サイズ：高 18×幅 26×奥行 35cm	16,500円
自動貸金庫利用カード再発行		1,100円
夜間金庫（年間）		11,000円
インターネットバンキングサービス（個人向け）		無料
インターネットバンキングサービス（法人向け）	口座振替サービス	無料
	口座振替サービス・照会、振込・振替サービス（月額）	1,100円
	口座振替サービス・照会、振込・振替、総合振込、給与・賞与振込サービス（月額）	3,300円
	ハードウェアトークン再発行手数料	6,600円
口座開設事務手数料		法人格のない団体等に対する口座開設（1口座あたり） 3,300円
口座振替媒体持込手数料		電子媒体および紙媒体（1持込あたり） 3,300円

※ 貸金庫の種類については、お取引の店舗窓口にお問い合わせください。

※ 上記手数料には、消費税等を含んでいます。詳細については窓口にお問い合わせください。

当組合 ATM 利用手数料一覧 (令和 8 年 6 月 1 日現在)

	取引内容	平 日			土曜日 ※1		日曜・祝日
		8:30~20:00 ※2			9:00~19:00		9:00~19:00
		8:45 まで	18:00 まで	18:00 以降	14:00 まで	14:00 以降	終日
当組合カード	出金	110 円	無 料	110 円	無 料	110 円	110 円
	入金	無 料					
しんくみお得ねっと 対象金融機関カード ※3	出金	220 円	無 料	220 円	無 料	220 円	220 円
	入金	220 円	110 円	220 円	220 円		
おかやま ATM ネット 対象金融機関カード ※4	出金	110 円	無 料	110 円	110 円		
	入金						
ATM 地域提携 対象金融機関カード ※5	出金	110 円	無 料	110 円	無 料	110 円	110 円
	入金				110 円		
その他金融機関カード	出金	220 円	110 円	220 円	220 円		
	入金						

※1 土曜日が祝日の場合は、日曜・祝日でのお取扱いとなります。

※2 店舗により ATM の稼働時間が異なります。

※3 しんくみお得ねっとに加盟している信用組合が対象となります。

※4 おかやま ATM ネット提携先は以下の通りです。

◎支払提携先

中国銀行
トマト銀行
おかやま信用金庫
水島信用金庫
津山信用金庫
玉島信用金庫
備北信用金庫
吉備信用金庫
備前日生信用金庫

◎入金提携先

トマト銀行
おかやま信用金庫
水島信用金庫
津山信用金庫
玉島信用金庫
備北信用金庫
吉備信用金庫
備前日生信用金庫

※5 ATM 地域提携先は以下の通りです。

提携先：朝銀西信用組合・広島市信用組合・広島県信用組合・信用組合広島商銀
両備信用組合・備後信用組合

※上記手数料には、消費税等を含んでいます。詳細については窓口にお問い合わせください。



融資関連手数料のご案内（令和 8 年 6 月 1 日現在）

融資証明書発行(1 通につき)	3,300 円
契約内容変更手数料(1 契約につき)	5,500 円

【繰上返済手数料】

返済種類	繰上返済金額	手 数 料
一部繰上返済 全額繰上返済	100 万円未満	5,500 円
	500 万円未満	11,000 円
	1,000 万円未満	22,000 円
	1,000 万円以上	55,000 円

【不動産担保事務手数料】

新規設定	資金使途	担保設定額	手 数 料
	収益物件融資 事業用太陽光融資 販売用不動産融資	1 億円以下	55,000 円
		1 億円超	110,000 円
	住宅ローン・その他		55,000 円
異 動	資金使途	内 容	手 数 料
	事業性融資	極度額変更	11,000 円
		担保譲渡	
		担保譲受	
		抹消（一部含む）	
		順位変更	
		担保差替	
		債務者変更	
		追加設定	
		その他変更	

※上記手数料には、消費税等を含んでいます。詳細については窓口にお問い合わせください。

【弁済期限前返済手数料】（消費者ローン及び住宅ローンを除く証書貸付融資を他行での借入金にて返済される場合）

融資実行後 5 年以内	全額または一部繰上返済元金 × 2.0%（円未満切捨て）
融資実行後 5 年超	全額または一部繰上返済元金 × 1.0%（円未満切捨て）

両替手数料表

紙幣・硬貨合計枚数	金 額
1~50 枚	無 料
51~200 枚	110 円
201~300 枚	220 円
301~400 枚	330 円
401~500 枚	440 円
501~600 枚	550 円
601~700 枚	660 円
701~800 枚	770 円
801~900 枚	880 円
901~1,000 枚	990 円
1,001~2,000 枚	1,100 円
2,001~3,000 枚	1,320 円
3,001~4,000 枚	1,540 円
4,001~5,000 枚	1,760 円
※以降 1,000 枚毎に 220 円加算	

※お取扱い 1 回あたりの金額で消費税込みの金額です。

※法人・個人事業主のお客様で、ご預金からの引き出しで金種をご指定される場合はご指定の枚数に応じて両替手数料と同額の手数料を申し受けます。
また、同時に複数のご依頼をいただいた場合は、合算した合計枚数となります。

※紙幣・硬貨の合計枚数は、お申込枚数または受取枚数のいずれが多い方の枚数とさせていただきます。
したがって、高額な金種にまとめる両替につきましても手数料を申し受けます。

※両替機での両替は無料です。尚、お取扱には当組合のキャッシュカードが必要で、1 回 100 枚までのお取扱とさせていただきます。(本店・福山支店に設置)

硬貨取扱手数料表

硬貨合計枚数	金 額
1~100 枚	無 料
101~500 枚	330 円
501 枚~1,000 枚	660 円
1,001 枚~2,000 枚	1,320 円
2,001 枚~3,000 枚	1,980 円
3,001 枚~4,000 枚	2,640 円
4,001 枚~5,000 枚	3,300 円
5,001 枚~6,000 枚	3,960 円
6,001 枚~7,000 枚	4,620 円
7,001 枚~8,000 枚	5,280 円
8,001 枚~9,000 枚	5,940 円
9,001 枚~10,000 枚	6,600 円
※以降 1,000 枚毎に 660 円加算	

※お取扱い 1 回あたりの金額で消費税込みの金額です。

※同日に複数のご依頼をいただいた場合は、合算した合計枚数となります。

※お振込み、税金納付も対象となります。



来期の事業計画書・収支予算書（令和9年3月期）

第75期事業計画書 自 令和8年4月1日
至 令和9年3月31日

（単位 千円）

資金の運用		資金の構成	
科 目	期 末 予 想 額	科 目	期 末 予 想 額
現 金 預 け 金	189,133,767	預 金 積 金	617,000,000
買 入 金 銭 債 権	100,000	借 用 金	61,700,000
金 銭 の 信 託	5,000,000	そ の 他 負 債	2,000,000
有 価 証 券	155,000,000	引 当 金	1,285,000
貸 出 金	357,000,000	債 務 保 証	1,220,000
そ の 他 資 産	2,900,000	純 資 産	27,538,767
有 形 固 定 資 産	5,500,000	（ 当 期 純 利 益 ）	（800,000）
無 形 固 定 資 産	40,000	（その他有価証券 評価差額金）	（ 0 ）
繰 延 税 金 資 産	350,000		
債 務 保 証 見 返	1,220,000		
貸 倒 引 当 金	△5,500,000		
合 計	710,743,767	合 計	710,743,767

第75期収支予算書 自 令和8年4月1日
至 令和9年3月31日

（単位 千円）

損 失		利 益	
科 目	期 末 予 想 額	科 目	期 末 予 想 額
預 金 積 金 利 息	3,032,000	貸 出 金 利 息	7,021,000
そ の 他 支 払 利 息	160	預 け 金 利 息	1,095,000
役 務 取 引 等 費 用	584,000	有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,365,000
そ の 他 業 務 費 用	401,000	そ の 他 受 入 利 息	39,000
人 件 費	2,356,000	役 務 取 引 等 収 益	243,000
物 件 費	1,320,000	そ の 他 業 務 収 益	77,000
税 金	163,000	そ の 他 経 常 収 益	361,000
そ の 他 経 常 費 用	1,178,840	特 別 利 益	—
特 別 損 失	46,000		
法 人 税 事 業 税 等	335,000		
法 人 税 等 調 整 額	△15,000		
当 期 純 利 益	800,000		
合 計	10,201,000	合 計	10,201,000

※事業計画書・収支予算書は、将来の業績を保証するものではなく、経営環境の変化などにより、予想対比異なる可能性があります。

[illegible]



笠岡市の天然記念物「カブトガニ」をキャラクターとしています。

あとがき

かさしんは、組合誕生から今日まで、郷土のみなさまの暖かいご支援ご協力をいただき、順調に発展成長してまいりました。心から厚くお礼申し上げます。

本誌は、**かさしん**の現状と経営内容を広く開示して、**かさしん**に対するみなさまのご理解をより一層深めていただくため作成いたしました。今後共一層のご愛顧ご支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

KASAOKA SHINYO KUMIAI

2026
KASASHIN
DISCLOSURE

笠岡信用組合

笠岡市笠岡 2388 番地の 40 TEL. 0865-62-3100

地域のためにはたらき地域と共に発展する

本誌に関するお問合せ先◇笠岡信用組合 総務部 TEL.0865-62-3103